

新市まちづくり計画

(新市建設計画)

平成17年2月

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

平成27年12月変更 伊那市

目 次

第1章 序 論	1
第1節 合併の背景.....	1
第2節 合併の必要性.....	1
(1) 住民の日常生活圏の拡大.....	1
(2) 少子・高齢化社会への対応.....	1
(3) 地方分権の推進.....	2
(4) 国・地方における財政の改善.....	2
(5) 住民要望の多様化への対応.....	3
第3節 3市町村のつながり.....	4
(1) 三峰川水系での深い結びつき.....	4
(2) 縁戚関係の深い地域.....	4
第4節 計画策定の方針.....	5
(1) 計画の趣旨.....	5
(2) 計画の構成.....	5
(3) 計画の期間.....	5
第2章 新市の概況.....	6
第1節 位置・地勢.....	6
第2節 面積.....	7
第3節 気候.....	8
第4節 合併の歴史.....	9
第5節 人口.....	10
(1) 人口.....	10
(2) 年齢構成.....	11
(3) 世帯数.....	12
(4) 就業者人口.....	12
第6節 本地域の特徴と課題.....	14
(1) 特徴.....	14
(2) 課題.....	16
参考：住民アンケートにみるまちづくり施策に対するニーズ.....	19
第3章 主要指標等の見通し	20
(1) 人口.....	20
(2) 世帯数.....	21
(3) 就業人口.....	22

第4章 新市のまちづくりの基本方針.....	23
第1節 まちづくりの基本理念.....	23
第2節 新市の将来像.....	25
第3節 地域別整備のイメージ.....	26
(1) 新市の地域構造.....	26
(2) 地区別の整備方針.....	30
第4節 地域自治のあり方.....	32
(1) 背景.....	32
(2) 新市における地域自治のあり方.....	33
(3) 住民自治や協働のまちづくりを進めるためのルールづくり.....	34
第5章 新市の施策.....	36
第1節 施策体系.....	36
第2節 施策の概要.....	37
(1) 住民が主役の地域分権型のまちづくり.....	37
(2) だれもがいきいきと働き産業が育つまちづくり.....	39
(3) 自然や景観を守り活かすまちづくり.....	43
(4) 健康で安心して暮らせるまちづくり.....	47
(5) 文化の薫り高く、人を育むまちづくり.....	50
(6) 多くの人を訪れるにぎわいのまちづくり.....	53
第3節 新市のリーディングプロジェクト（重点施策）.....	55
第4節 県事業の取り組み.....	59
(1) 長野県の役割.....	59
(2) 新市における長野県事業.....	59
第6章 公共施設の適正配置と整備.....	61
第7章 財政計画.....	62
(1) 基本方針.....	62
(2) 歳入.....	62
(3) 歳出.....	63
(4) 財政計画.....	65
第8章 新市まちづくり計画の推進.....	69
(1) 多様な主体の協働関係の強化.....	69
(2) 行財政の効率化・合理化の推進.....	69
(3) 計画の確実な進行.....	69
資料.....	71

第1章 序 論

第1節 合併の背景

伊那市、高遠町、長谷村は、古くから強い結びつきがありました。現在でも、高遠町、長谷村の多くの住民が、通勤・通学や日常の買い物、医療機関の利用など、生活の様々な場面で伊那市との関わりを持っています。また、伊那市は、市内を流れる三峰川のはん濫防止や農業用水の確保などといった面で、三峰川上流域の美和ダム・高遠ダムの恩恵を受けています。このように3市町村は、生活圏の面などで結びつきが強く、互いに協力し合う関係にあるといえます。

今後、国や地方の財政状況の悪化、少子・高齢化の進行などの問題が一層深刻化するとともに、地方分権時代が到来するなど、行財政の運営はますます厳しさを増していくことが予想されます。また、2005年度の権兵衛峠道路の開通や、国道153号伊那バイパスや国道152号の整備促進など、市町村が単独では対応しきれない、広域的な視点に立ったまちづくりが求められるようになっていきます。

こうした状況の下、2004年9月7日に「伊那市・高遠町・長谷村 合併協議会」を設置し、1市1町1村の合併を推進するための協議がはじまりました。

第2節 合併の必要性

(1) 住民の日常生活圏の拡大

近年の交通手段の発達、道路網の整備に伴い、人々の通勤・通学、買い物、通院等の移動の範囲（生活圏）が、行政区域を越えて拡大しています。このため、生活圏や経済活動圏に対応した行政体制の整備や、情報社会に対応した基盤整備が求められています。

本地域においても、各市町村の主要な地域の間は自動車で概ね30分程度となっています。このため、高遠町と長谷村から伊那市へ通勤・通学する人は、2000年現在で1,400人余りであり、これは2町村の全通勤・通学者の27%に達しています。また、2000年度長野県患者調査では、高遠町の患者の45%、長谷村の患者の44%が伊那市の医療機関で受療しています。さらに、2000年度長野県商圈調査によると、高遠町の66%、長谷村の79%の消費者が伊那市で買い物をしています。

市町村合併により、これらの人は、通勤・通学先においても、居住地と同じ行政サービスを受けることができるようになります。また、文化施設や体育施設等の公共施設も、等しく利用することができます。

(2) 少子・高齢化社会への対応

少子・高齢化が進展し、労働力人口や総人口が減少することが予想されていま

す。また、福祉・医療費等の社会保障費用の増加が見込まれる一方で、税収の減少、地域社会の活力の低下などにより収入が減少し、市町村は健全な財政運営を行うことが困難になっていくものと予想されます。

本地域の65歳以上の人口比率は、2000年国勢調査*1によると23%であり、高遠町では34%、長谷村では38%にも達しており、今後ますます高まると推定されます。一方、15歳未満の人口比率は16%であり、高遠町や長谷村では12%にとどまっています。このため、この地域が一体的に発展していくために、市町村合併により安定した財政運営を図るとともに、地域組織やその活動を維持する必要があります。

また、このような少子・高齢化社会においては、住民全体で福祉や子育てを支えあう地域社会のあり方についても考えていかなければなりません。

(3) 地方分権の推進

地方分権の進展により、国と地方自治体は、従来の上下の関係から対等の関係になりつつあり、市町村が自己決定、自己責任の原則に基づき、自立した行政運営を行うことが求められています。このため、時代の流れや住民の要望に応える行政を行っていくためには、市町村合併により政策立案や法務、技術などの専門性の高い能力をもつ職員を確保し、組織体制を整え自治能力を向上させる必要があります。

(4) 国・地方における財政の改善

国と地方を合わせた長期債務残高が、2004年度末には700兆円を超える見通しとなるなど、わが国の財政は危機的な状況にあります。このため、国は三位一体の改革*2等の本格的な財政構造改革に着手しており、地方財政制度の見直しにより、市町村の財源を補う地方交付税*3等は今後大幅に減少すると予想されています。

本地域の市町村においても、地方交付税収入は年々減少しており、歳入に対する地方交付税等の割合は、伊那市では約2割、高遠町と長谷村では約4割を占めています。今後、地方交付税の更なる減少や税収の伸び悩み等により、財政状況はますます厳しくなっていくものと予想されます。このため、市町村合併を契機に、行財政改革を進めるとともに、自主財源の確保等を図り、健全な財政運営をめざす必要があります。

*1 国勢調査 : わが国の人口及び世帯の実態を把握して各種施策の基礎資料を得るとともに、結果を広く一般の利用に供することを目的に5年ごとに行われる統計調査。

*2 三位一体の改革 : 67 ページの財政計画用語解説※ 2 を参照。

*3 地方交付税 : 67 ページの財政計画用語解説※ 6 を参照。

(5) 住民要望の多様化への対応

住民の価値観や生活スタイルの多様化により、行政に対する住民の要望も多種多様になってきています。

こうした要望に応えるため、より専門的で高度な行政サービスを安定的に提供できる体制を整備することが必要となります。

本地域においても、高遠町や長谷村では、1人の職員が数多くの業務を兼務しており、住民の要望にきめ細かく対応することが困難になっています。合併で地方自治体の規模が拡大することにより、特に都市計画や国際交流、地域情報化等の分野で必要とされている専門性の高い能力を持つ職員を育成することが可能になり、高い水準の行政サービスを提供することができるようになります。一方、合併を契機に住民と行政の協働を進め、住民要望の多様化に対応することも必要です。

第3節 3市町村のつながり

伊那市・高遠町・長谷村の3市町村は、生活面や歴史的に非常に深いつながりがあり、まさに一体化している地域といえます。

(1) 三峰川水系での深い結びつき

南アルプスから流れる三峰川の清流は美和ダム、高遠ダムを経て伊那市へ流れています。上流にある長谷村、高遠町の下水道整備の促進、環境に対する配慮により、現在の三峰川の水質は保たれ、下流域は大きな恩恵を受けています。また、伊那市・高遠町では、三峰川水系の水を利用することにより、「川下り米」として良質で美味しい米を生産しています。

一方、2つのダムがあることで、多くの水害から三峰川流域は保護され、被害が最小限に抑えられてきました。また、美和ダム・高遠ダム水源地域ビジョン、開かれたダム施策や、三峰川みらい計画による水源地域活性化にも一体的に取り組んでいます。このように、今日まで3市町村は、同じ河川を共有し、相互に助け合いながら、行政運営を行ってきました。

(2) 縁戚関係の深い地域

1959年の美和ダム建設に伴い、多くの長谷村の住民が転居を余儀なくされました。またその後も若い世代の転出などにより、長谷村や高遠町から多くの住民が伊那市へ転居しており、お互いに親戚縁者が多く居住しています。このように、本地域内は、密接につながっているといえます。

第4節 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、伊那市、高遠町、長谷村が合併した場合の新市の発展や施策等の方向性を示すとともに、その実現を図ることにより新市の速やかな一体性を確保し、地域の均衡ある発展と魅力ある地域づくりや住民福祉の向上、行政サービスの高度化など総合的な発展と振興をめざして策定するものです。

また、今後は近隣市町村との連携による施策展開も重要になることから、「将来は上伊那がひとつになる」という願いを込めて、合併後の新市の枠組みだけにとらわれず、上伊那の中核都市として、地域全体の振興についても考えるものです。

なお、本地域の進むべき具体的な方向については、地方自治法第2条第4項に基づき、新市において策定する総合計画（基本構想、基本計画）などに委ねていきます。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりの基本方針、新市の将来像を実現するための主要施策や公共的施設の適正配置と整備、財政計画により構成します。

(3) 計画の期間

本計画は、長期的視野に立ったものであり、合併年度及びこれに続く15年間とします。

第2章 新市の概況

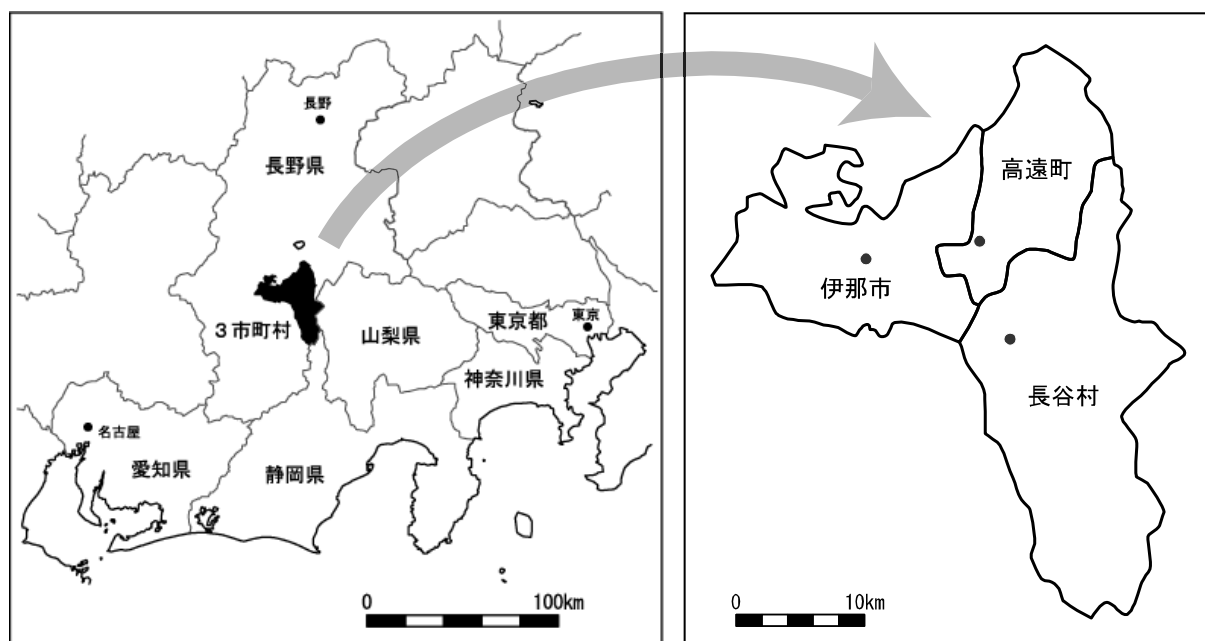
第1節 位置・地勢

本地域は、長野県の南東部に位置し、南東側は南アルプスを越えて山梨県と静岡県にも接しています。また、西側は中央アルプスを境に木曾地域に接しています。

本地域は、西部に中央アルプス県立公園を有しており、中央には標高約600m前後の伊那盆地が開け、天竜川や三峰川、その支流を合わせて南下し、扇状地や河岸段丘が形成されており、田園、畑作地帯が開け、伊那谷特有の美しい景観をつくり出しています。

一方、東部は、南アルプス国立公園、三峰川水系県立公園を有し、豊かな自然と広大な山地に抱かれており、水と緑に囲まれた農山村を形成しています。また、広大な山林は地域の景観を形成するとともに、水源かん養*4、保健休養等の公益的機能を有しており、下流域の洪水の防止や農業用水の確保などにも大変重要な役割を果たしています。

図 位置図

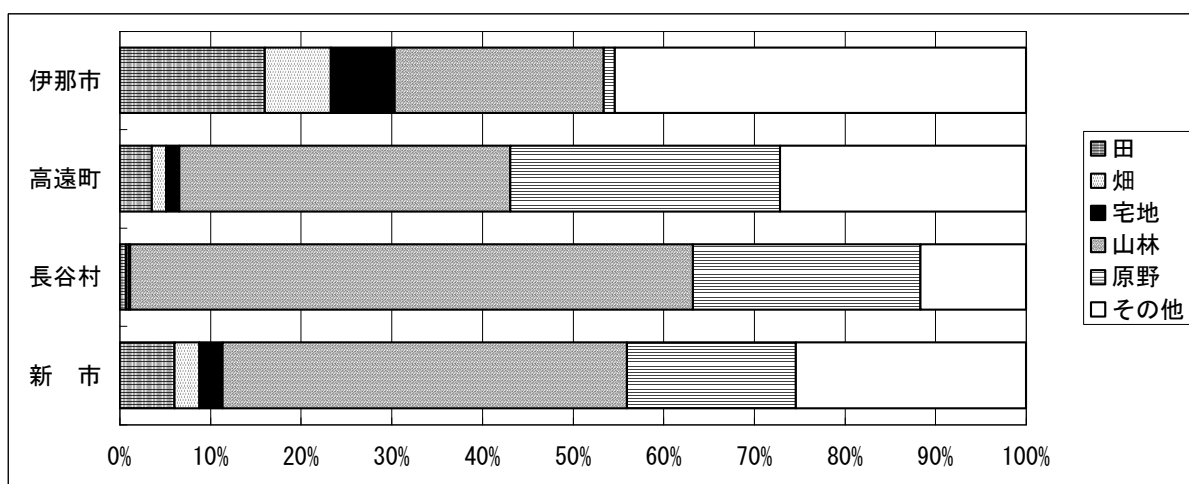


*4 水源かん養 : 雨や雪などの水を土壤に蓄えて、その水を浄化しながら徐々に流していくはたらき。

第2節 面積

本地域の総面積は 667.81 km²(平成 26 年から 667.93 km²)で、長野県の約 5% を占めています。土地利用については、山林が 44.6%、原野が 18.6% と両方で過半を占めており、農地が 8.7%、宅地が 2.6% となっています。また、可住地面積*5は総面積の 21.7% と小さくなっています。今後は森林などの自然と共生しつつ、山林に次いで広い面積を占める原野の活用や限られた土地の有効利用を図ることが必要となっています。

図 土地利用



	(km ²)				(%)			
	伊那市	高遠町	長谷村	新市	伊那市	高遠町	長谷村	新市
田	33.20	4.95	2.17	40.32	16.0%	3.6%	0.7%	6.0%
畑	15.22	2.16	0.97	18.35	7.3%	1.5%	0.3%	2.7%
宅地	14.58	2.10	0.59	17.27	7.0%	1.5%	0.2%	2.6%
山林	47.86	50.85	199.26	297.97	23.0%	36.5%	62.1%	44.6%
原野	2.61	41.45	80.36	124.42	1.3%	29.7%	25.0%	18.6%
その他	94.17	37.85	37.46	169.48	45.4%	27.2%	11.7%	25.4%
合計	207.64	139.36	320.81	667.81	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注：「その他」には、「保安林」「公衆用道路」「河川敷・ダム」「用水路」などが含まれています。

出典：各市町村資料より

*5 可住地面積：総面積から、山林、原野、河川、湖沼等を除いた面積。

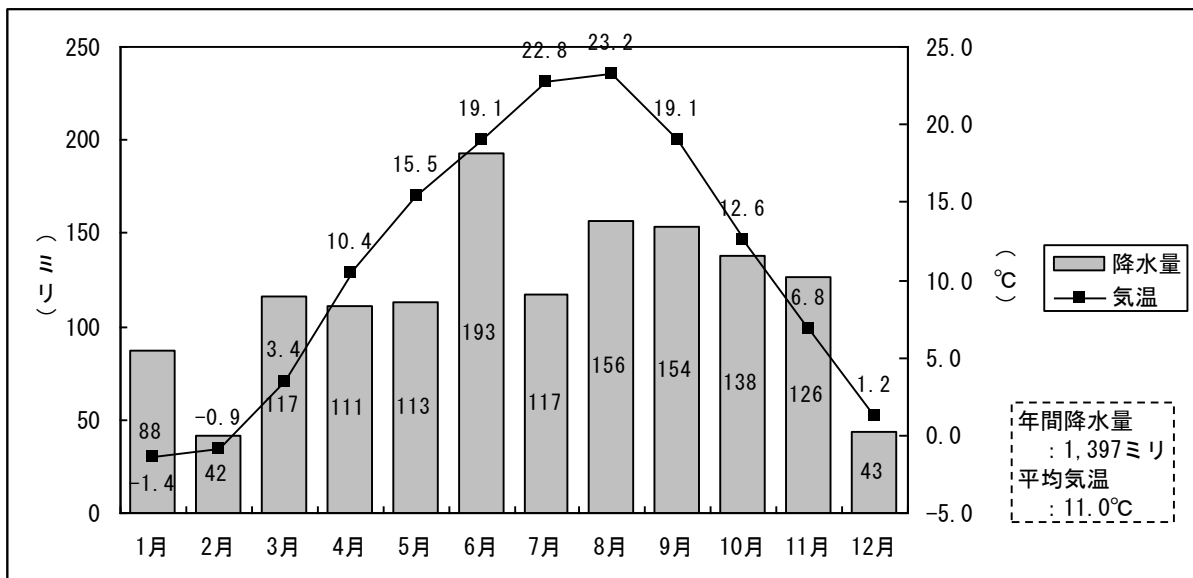
第3節 気候

本地域は、東と西に 3,000m級の山岳を有し、その中央部に天竜川・三峰川が流れており、これらの川を中心とした盆地とすることができます。この地形上の特色がそのまま気温にもみられており、南北に長く、南に傾斜しているため、南に行くにつれて気温がやや高くなり、また、天竜川を挟んだ東西についても東側の方がやや気温が高い傾向にあるなど複雑な分布をしています。また、二つのアルプスに抱かれた標高 600m以上の高地にあるため、年間平均気温が 11.0℃と、冷涼な気候となっています。

一方、降水量は表日本型に属しており、年間降水量は 1,397 mm となっています。

夏と冬には少なく、春と秋は多く、量は冬期の 3 倍程になるなど季節の特徴がはっきりしています。東部地域は降雪量も少なく晴天の日が多いのに対し、中央アルプス山麓をはじめとする西部地域は東部地域より多くなっています。

図 気温と降水量 (2000～2003年の平均)



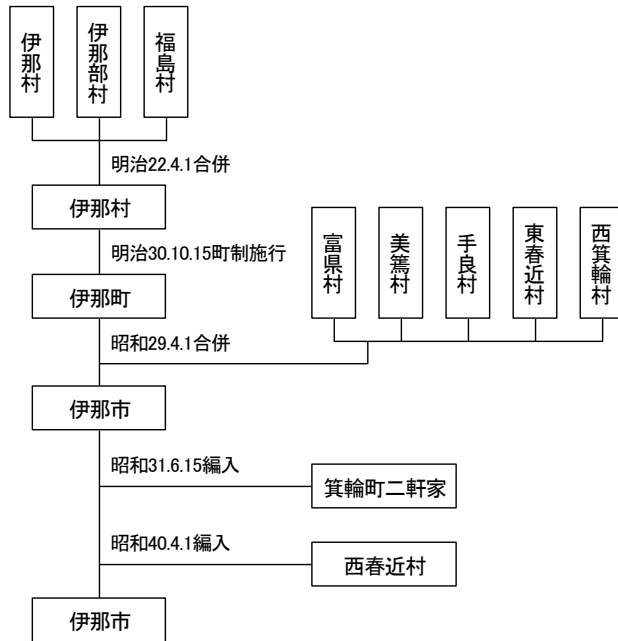
出典：気象庁ホームページ

第4節 合併の歴史

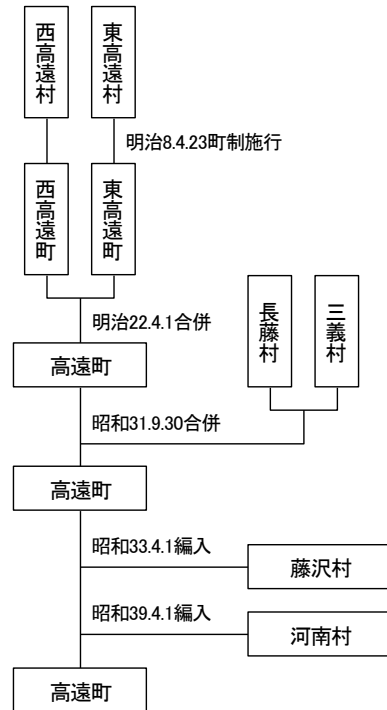
3市町村の行政単位は、昭和の大合併の際にほぼ確立されました。伊那市では、昭和29年（1954年）から市制が施行されています。

図 3市町村の合併の歴史

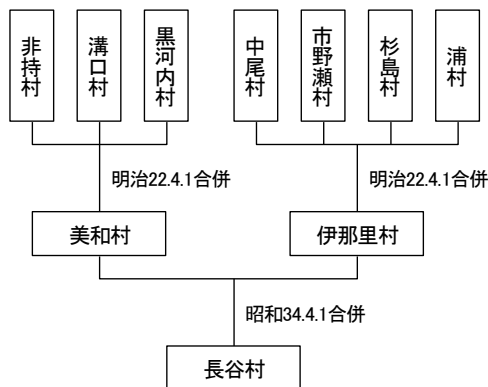
伊那市



高遠町



長谷村



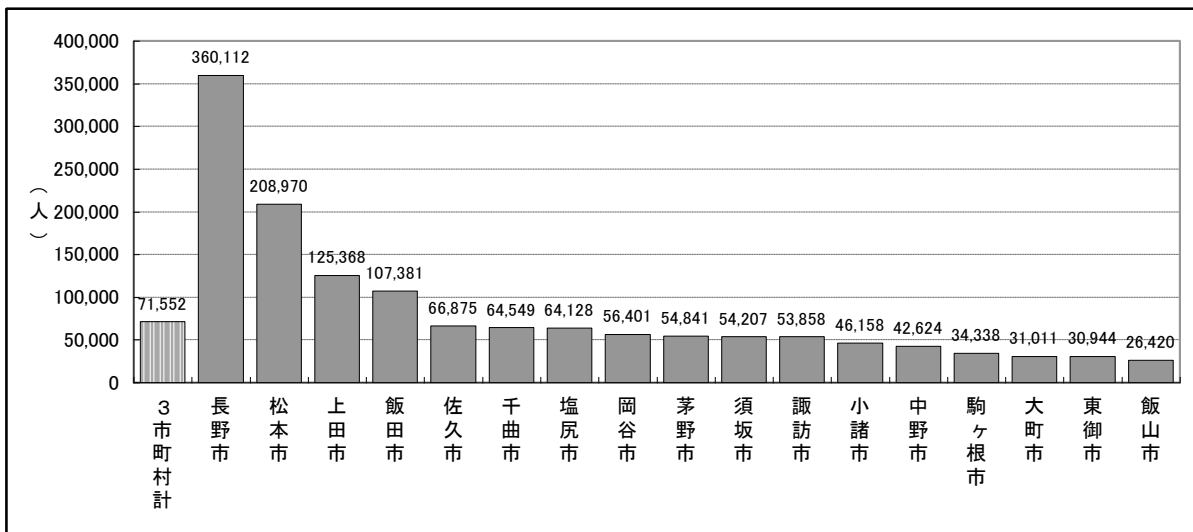
出典：全国市町村要覧

第5節 人口

(1) 人口

本地域の総人口は、2000年国勢調査によると71,552人となっており、これを現在の県内他都市と比較すると、長野市、松本市、上田市、飯田市に次ぐ第5位の人口規模の都市となっています。人口の推移を見ると、1970年以降増加傾向にありましたが、1995年をピークに減少に転じており、今後は、全国的な人口減少傾向と同様に推移すると予想されています。

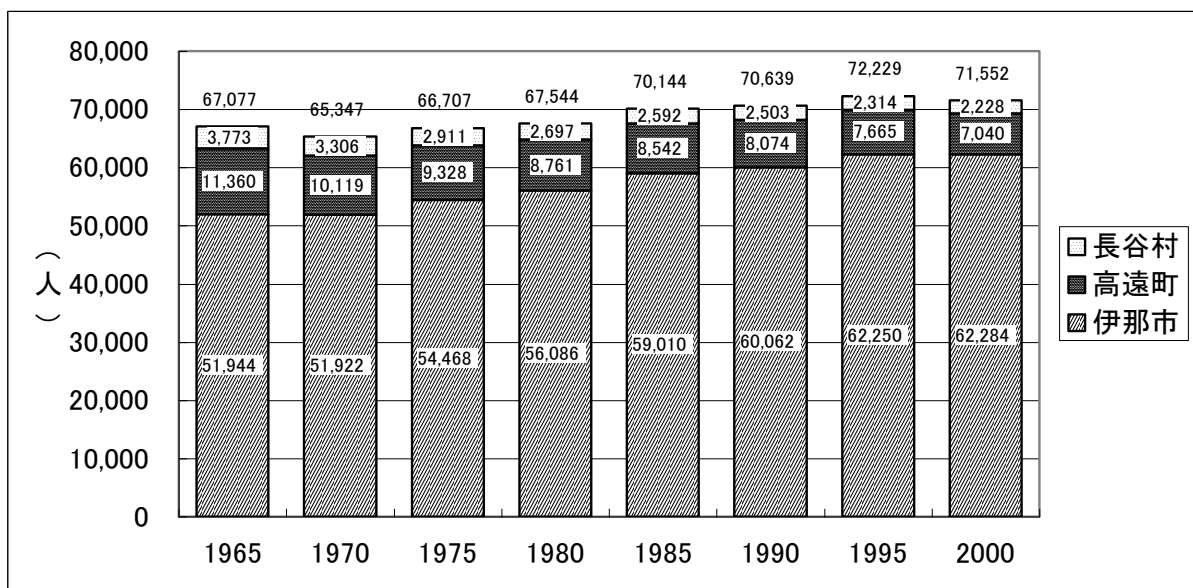
図 県内都市の人口規模



注：千曲市および東御市は、合併前市町村の人口を合計しています。

出典：国勢調査（2000年）

図 3市町村の人口推移



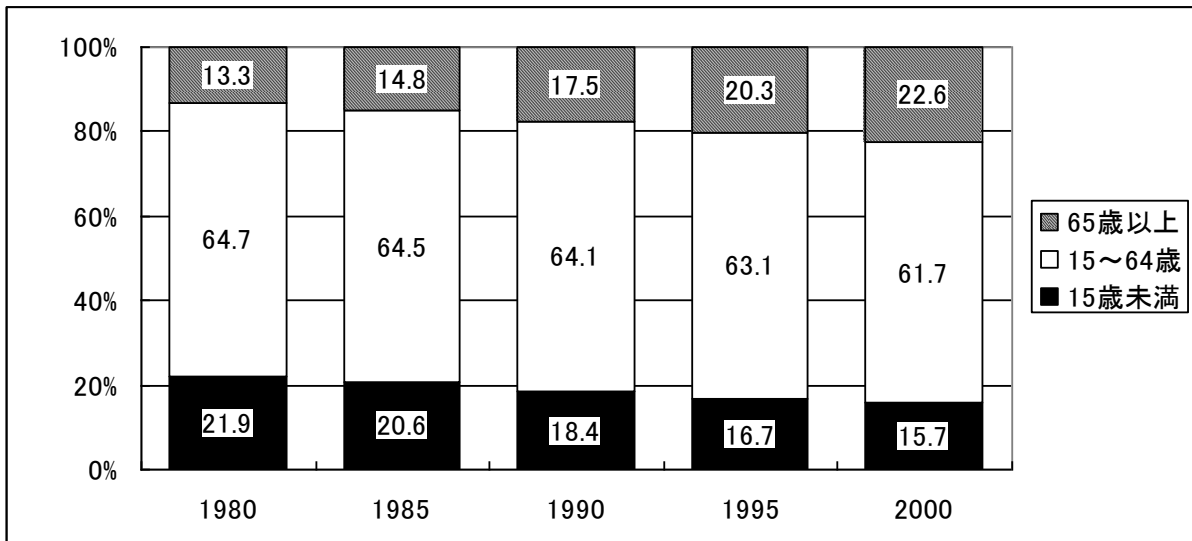
出典：国勢調査

(2) 年齢構成

本地域の人口の年齢構成比の推移をみると、少子・高齢化の進行により、15歳未満が減少し、65歳以上人口の割合が増えています。

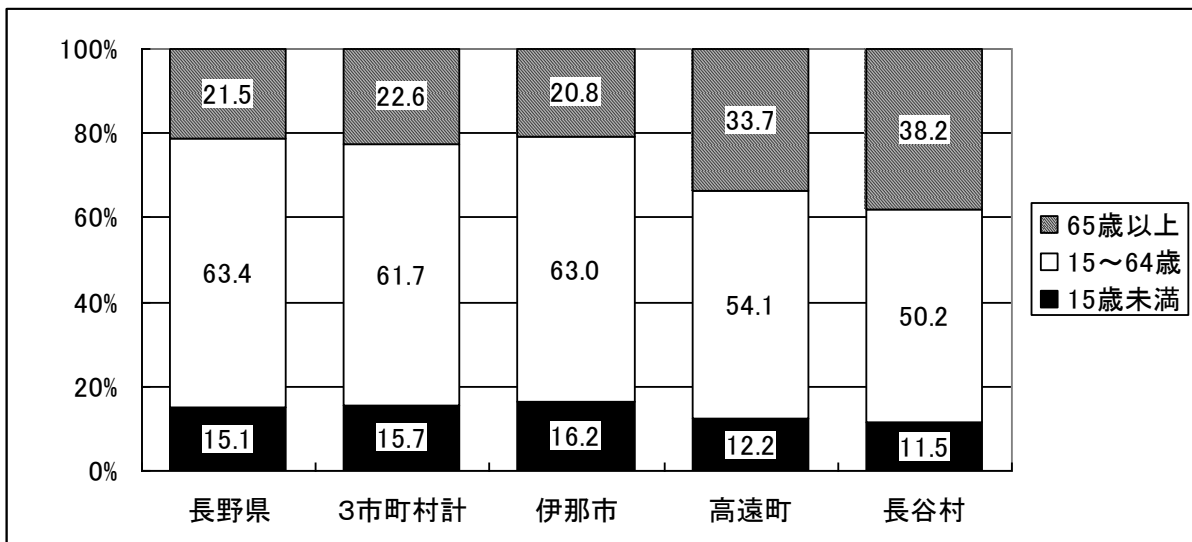
また、高遠町や長谷村の地域を見ると65歳以上人口の割合が30%を大きく超えています。

図 3市町村の年齢構成比の推移



出典：国勢調査

図 市町村別年齢構成比

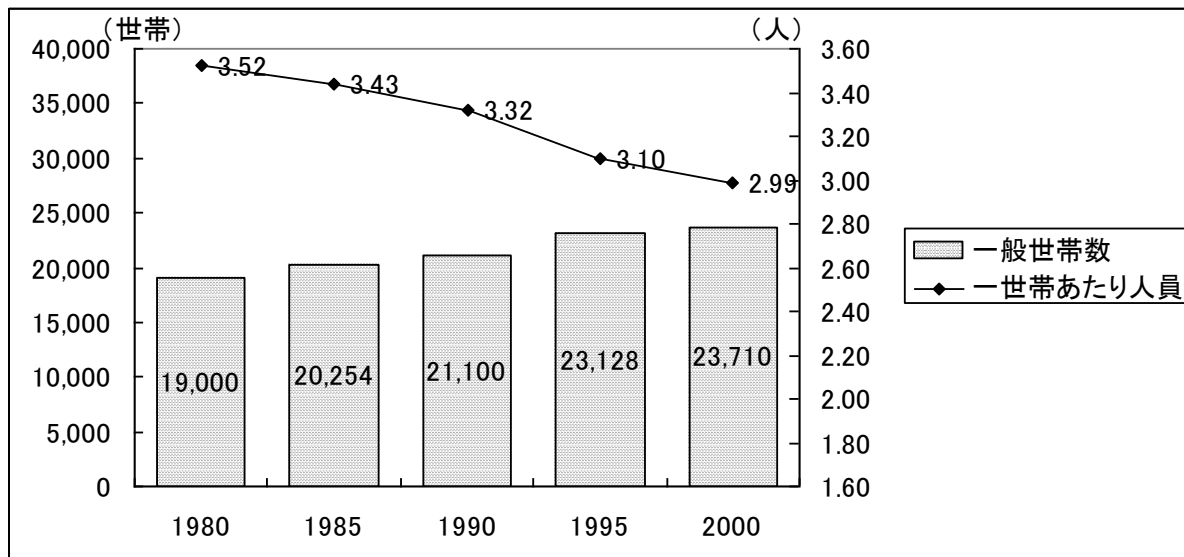


出典：国勢調査（2000年）

(3) 世帯数

全国的な核家族化の進行や単身世帯の増加傾向の中で、一世帯あたり人員数は低下傾向にあり、本地域においても2000年には3人以下になっています。このため、一般世帯の総数は、1980年以降を見ても増加傾向にあります。

図 一般世帯数と一世帯あたり人員の推移



出典：国勢調査

(4) 就業者人口

第一次産業*6の就業者人口は、年々減少しており、2000年現在4,221人となっています。減少の要因としては、就業者が高齢化し、後継者の確保が困難であることなどがあげられます。

また、第二次産業*7の就業者人口は、2000年現在で15,734人に達しています。第三次産業人口を上回った時期もあり、これまでは、増加傾向にありましたが、1995年以降は減少に転じています。

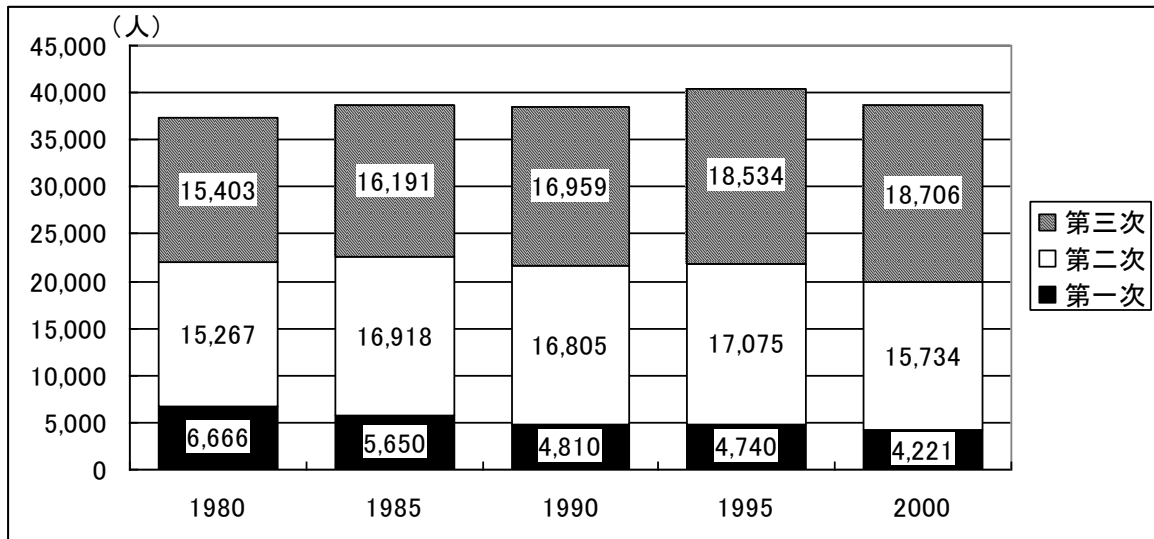
第三次産業*8の就業者人口は、2000年現在18,706人です。全国的な第三次産業へのシフトの傾向とともに、地域内への商店や企業等の進出により、増加傾向にあります。

*6 第一次産業：農業、林業、漁業。

*7 第二次産業：鉱業、建設業、製造業。

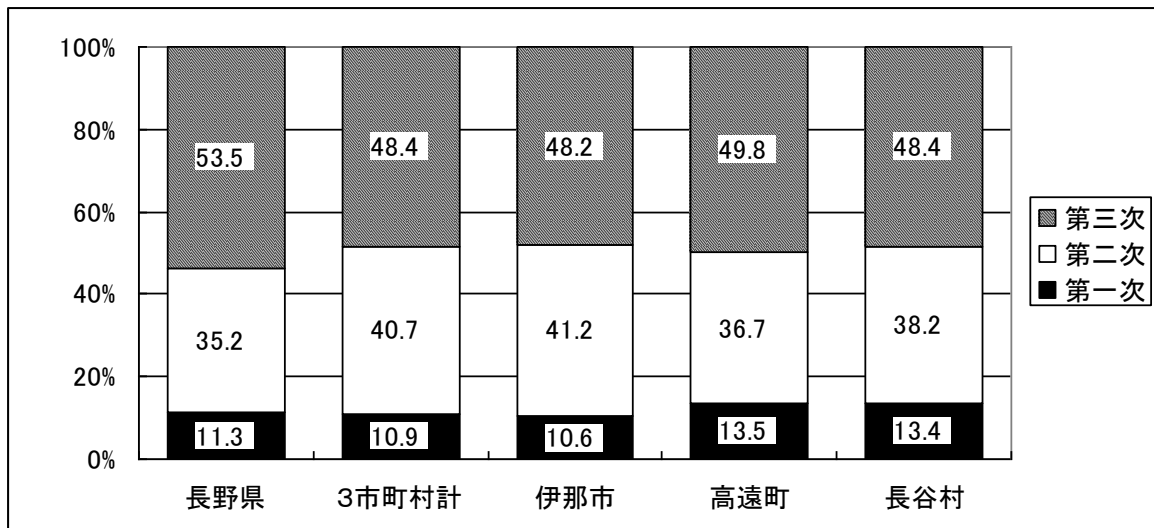
*8 第三次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務等。

図 3 市町村の産業別就業者人口の推移



出典：国勢調査

図 市町村別就業人口構成比



出典：国勢調査（2000年）

第6節 本地域の特徴と課題

(1) 特徴

① 豊かな自然

本地域は、東は南アルプス、西は中央アルプスという雄大な二つのアルプスに抱かれた全国的にも類を見ない自然豊かなすばらしい地域です。間を流れる天竜川や三峰川沿いには、平地が広がっており、全国的にも名高く美しい河岸段丘や田園風景がみられます。さらに、南アルプスの女王と称される仙丈ヶ岳に端を発する三峰川は、山々から集められた清流が、住民に豊かな水の恵みをもたらしています。

② 広域的な交流

本地域の交通面をみると、中央自動車道や国道 153 号等の幹線道路が整備され、長野市、松本市や諏訪・飯田方面へ短時間で行くことが可能となっています。さらに東京圏・名古屋圏の中間に位置していることから、商工業にとって、優位な立地条件の下にある地域となっています。

2005 年度に権兵衛峠道路が開通すると、木曾地域までの所要時間が約 1 時間短縮され 30 分となり、また、1 年を通じて通行可能になることから、今後、木曾との交流が深まることが予想されます。そうした中で、東西を結ぶ幹線道路や国道 153 号伊那バイパス、国道 152 号の整備をすることにより地域の重要な道路網を形成し、東京圏・名古屋圏を結ぶ新たな交通・物流ルートとなることが期待されています。

③ 産業のバランス

本地域には、上記の農業の他、電気、精密、機械、食品など製造業が発展し、製造品出荷額も順次増加しています。伊那テクノバレー*9圏域の中核都市として、いくつもの工業団地を形成しています。また、伊那地区を中心に中小の小売店や郊外型の大型店などが集積しており、産業がバランスよく発展している地域となっています。

④ 豊かな農産物

本地域では、肥沃な土地と豊かで良質な三峰川水系の水を活かした米作りのほか、野菜、果樹、花卉^{かき}等の農業が盛んです。アルストロメリアやスイートコー

*9 伊那テクノバレー：県の推進するテクノハイランド信州の拠点の一つで、国内有数の電子産業エリアをめざす。伊那技術形成センター等の施設がある。

ン、寒天製品などは全国的な生産地であるなど農産物の種類も豊富であり、地域住民に安全でおいしい食材を提供する、地産地消*10の取り組みも進みつつあります。

⑤ 歴史・文化

本地域には、歴史・伝統・文化が継承されており、住民はこれらを大切にしています。

伊那地区のやきもち踊りや羽広の獅子舞、高遠地区の高遠ばやしや灯籠まつり、長谷地区の中尾歌舞伎等は、地区の住民が大切に継承しています。また、高遠藩の藩校「進徳館」に象徴される教育的風土は、本地域から多様な人材を育成し、輩出してきました。

⑥ 生活の利便性

本地域は、伊那地区を中心に、商業、教育、医療といった都市生活機能が充足されており、住民生活を支えています。また、福祉施設やスポーツ施設なども充実しています。

⑦ 著名な観光資源

本地域には、「天下第一の桜」と称される高遠城址公園の桜や仙丈ヶ岳を中心とする南アルプス国立公園といった、全国的な観光資源があります。また、スキー場や農業公園、温泉入浴施設など多彩な資源も整備されており、全国から毎年多くの観光客がこれらの観光地を訪れています。

⑧ 良好な人間関係

本地域の住民は、人情味が豊かです。また、地域社会や地縁等のつながりを大切にしており、地域住民は伝統的な行事やお祭、イベント等の活動に積極的に参加しています。まちづくりに対しても主体的に取り組んでいこうとする意識の高い地域であるといえます。

*10 地産地消：地域で生産されたものを地域で消費すること。

(2) 課題

① まちのイメージが弱い

本地域は、自然や文化等の面で個性豊かな3市町村から構成されていますが、本地域が対外的に発信するイメージは強いものとはなっていません。そのため、まちのイメージが弱くなっています。

県内においても、強い魅力で県外の観光客を誘致している地域に比べ、伊那地域はこうしたイメージを強く発信できない状況となっています。

このため、高遠城址公園の桜や雄大な南アルプス・中央アルプスの自然、歴史・文化など、他の地域にはない観光資源を活用し、また、2005年度の権兵衛トンネル開通に伴い木曾方面や諏訪方面と連携した観光ルートを開発することが課題となっています。

一方、上伊那地域における中核都市のイメージをさらに強化するには、まちの顔となる魅力的で求心力のある中心商店街の再生が必要です。

② 過疎化に伴う地域社会の問題

本地域の東部に位置する高遠町や長谷村では、過疎化（人口減少や高齢化等）により、若者の流出に伴う人材不足やこれまで大切にしてきたさまざまな地域活動の停滞と、それに伴う地域文化の継承が難しい事態に直面しています。また、農地や森林を保全する担い手も不足しており、環境面や国土保全の面でも重大な局面を迎えているといえます。

③ 都市化の進展に伴う地域社会の問題

伊那市の一部地域では、都市化の進展に伴い、地域社会におけるさまざまな問題が生じています。地域の自治組織に加入しない世帯の増加に伴い、自治組織の共同作業に支障が出ています。また、これまで農地であったところが宅地化されたところでは、生活基盤の整備が追いついていないのが現状です。

④ 地域経済の停滞状況

わが国全体の経済は、一時期の低迷を脱し、やや明るい兆しが見えていますが、地域経済の復活はまだはっきりしたものとなっていません。

本地域の主力産業は、電気機械、精密機械、機械工業や食品といった製造業であり、一部企業の積極的な設備投資は見られるものの、地域産業全体の景気の回復にはいまだ至っていません。

また、農業従業者の高齢化と後継者不足、それに伴う耕作放棄地の増加といった厳しい問題を抱えています。

商業では、郊外の幹線道路沿いに大型店が進出したことで、郊外の活性化は進みましたが、一方で中心商店街の衰退が顕著になると共に、中心商店街の魅力が低下してきています。したがって、中心商店街への活性化対策を一層進める必要があります。

⑤ 雇用機会不足等による若年層の流出

わが国の地方都市に共通する課題といえますが、本地域においても、地域経済の停滞により、若者にとって魅力ある就業の場が少ないことなどから、大都市圏への若者の流出が進行しています。この地域に若者が定着できるように、就業の場を増やす方策として、新産業の創出支援や企業誘致などが求められます。

また、都市的な魅力が少ないこと等も、若者の流出要因の一つとなっていると考えられます。

⑥ 行財政改革と住民参加意識の高まりへの対応

全国的に地方自治体の財政は逼迫傾向にあり、本地域においても、行財政改革を早急に実行していかなければなりません。

一方、これからの地域づくりには、住民自らが積極的に取り組んでいく必要があります。こうしたことから、行政から住民への情報公開をより進め、説明責任を果たしていく必要があります。

このような住民参加型の行政は、住民との協働の仕組みづくりを進め、各地域に密着していく必要があります。

⑦ 交流を阻害する交通の隘路^{あいろ}*11

本地域は、高速道路等で東京圏・名古屋圏と結ばれており、中央自動車道の開通以前に比べると、広域的な交通条件は飛躍的に改善されています。

しかし、地域の道路網は南北方向が主に整備されているものの、ルートの上重化、多車線化が進んでいない区間もあるため、事故時等の渋滞が懸念されます。また、東西に延びる道路が少ない状況にあり、本地域を一体的に発展させるための阻害要因となっています。

生活道路は拡幅・改良等の整備が進まないなどの課題があります。

一方、公共交通は、JR飯田線やバス交通の利便性が低いことが、車の運転ができない高齢者等、いわゆる交通弱者の交流を阻害しています。

*11 隘路（あいろ）：物事をするのに妨げとなる困難や障害。

⑧ 健康・福祉関連の問題

本地域には、伊那中央病院を始め、医療・福祉施設については、ひとつおりの施設があります。

しかし、伊那中央病院の満床状況の解消、各地区での身近な医療・福祉サービスを充実することなど、将来の少子・高齢化社会の到来に向けて、住民の懸念を解消していく必要があります。

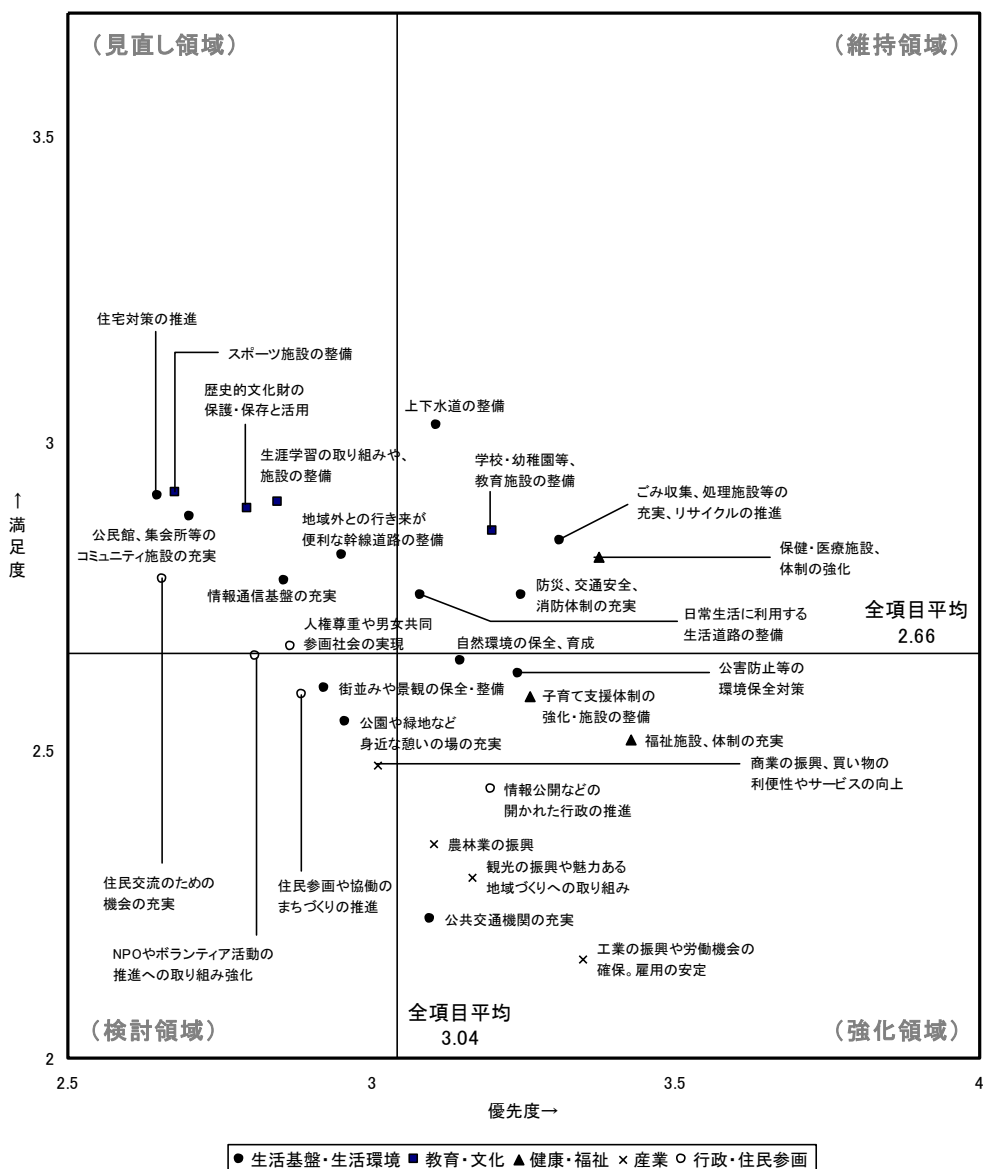
参考：住民アンケートにみるまちづくり施策に対するニーズ

「新しいまちづくり住民意識調査」（2004年9月実施、各市町村ごとに無作為抽出された住民7,000名が対象）による、29施策ごとの満足度を縦軸、優先度を横軸（それぞれ4段階で評価）とした散布図に示すと、次の図のとおりとなります。

この結果によると、最も緊急度が高いと考えられる、強化領域の（満足度が低く優先度が高い）項目としては、「工業振興や労働機会の確保」等の産業関連分野のほか、「公共交通機関」等があります。一方、「上下水道」「教育施設」「ごみ処理」「保健・医療」等の項目については、維持領域（満足度が高いが優先度も高い）になっています。さらに、両者の中間には、「防災・交通安全・消防」「環境保全」「子育て支援」「福祉」等の項目の優先度が高くなっています。

本アンケートによると、産業分野、生活基盤、健康・福祉等の施策に対する住民のニーズが強いことがわかります。

問7 地域の現状 全体



第3章 主要指標等の見通し

国勢調査の結果に基づき、コーホート要因法*12などをもとに算出し、さらに各市町村ごとの要因も踏まえて、新市の将来人口・世帯数等を推計すると以下のとおりとなります。

(1) 人口

わが国全体の人口は、2008年をピークに減少を続ける中、本地域の人口は1995年から減少傾向になっています。市町村別に見ると、伊那市においても2005年をピークに減少が始まり、高遠町・長谷村は引き続き減少が見込まれます。

また、少子・高齢化が一層進み、新市の65歳以上人口の割合は2020年には31.3%に達すると見込まれます。

図 新市の将来推計人口

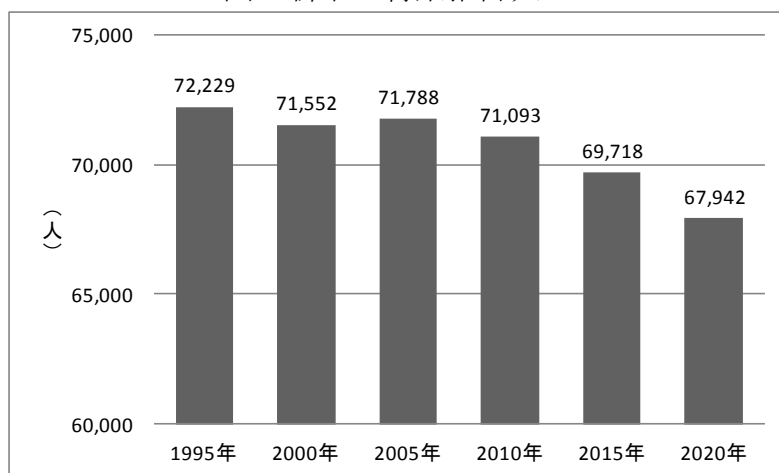
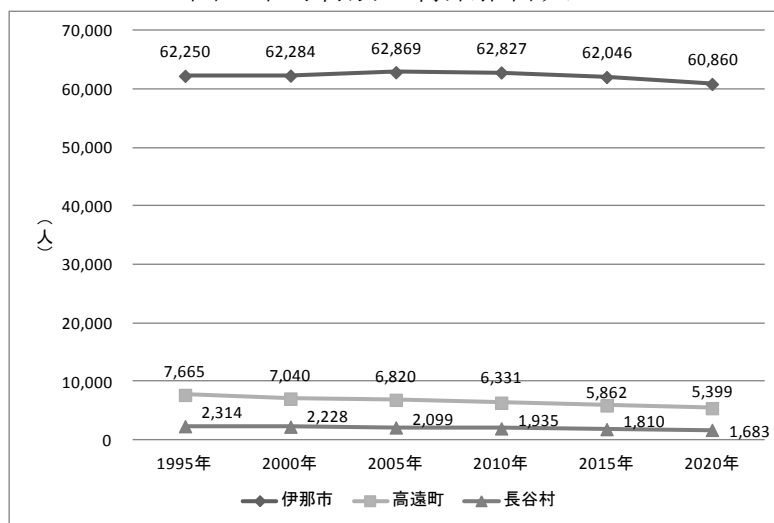
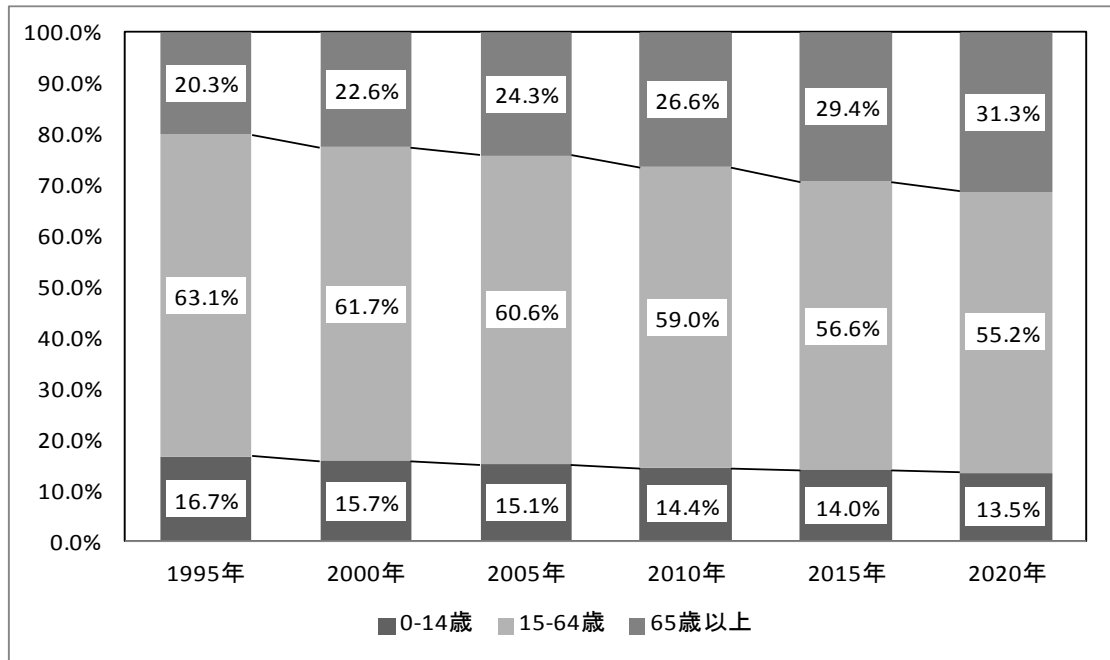


図 市町村別の将来推計人口



*12 コーホート要因法：コーホートとは、同期間に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化を軸に人口の変化をとらえる人口推計の方法。

図 年齢3区分別将来推計人口構成比

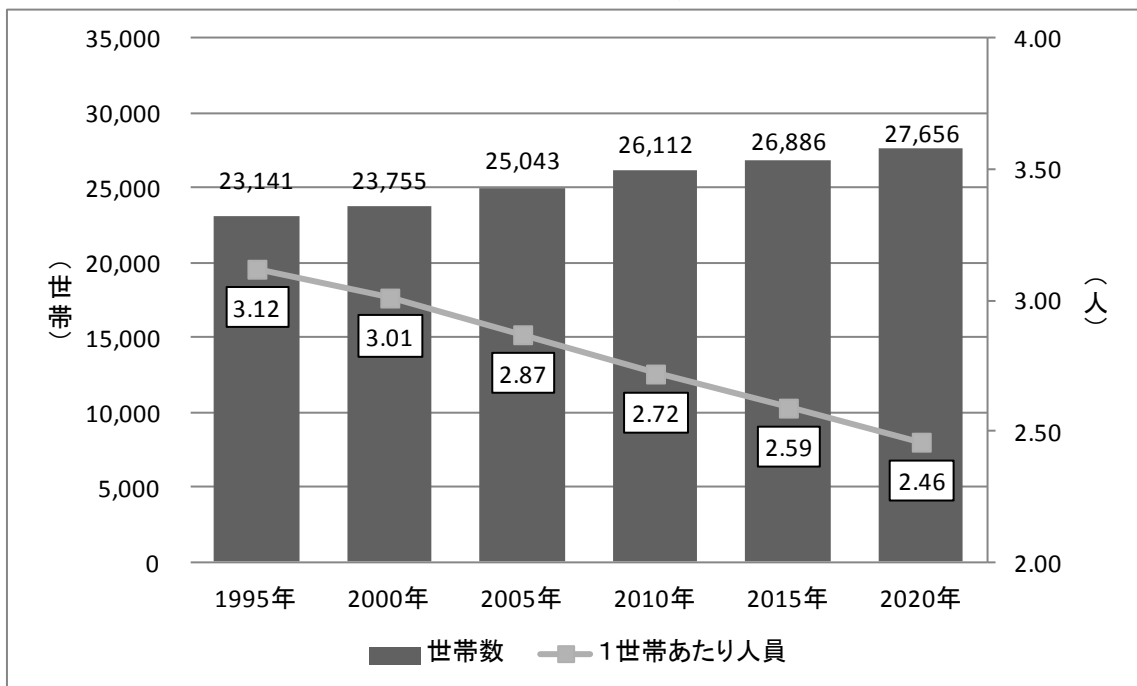


(2) 世帯数

一方、核家族化の傾向により、一世帯あたりの人員数が減少しています。このため、人口減少にかかわらず世帯数は増加していきます。

そこで、新市において、世帯人員の減少傾向がこれまでのペースで続くとすると、2020年における1世帯あたり人員は2.46人となり、世帯数は27,656世帯になると見込まれます。

図 世帯数の推移

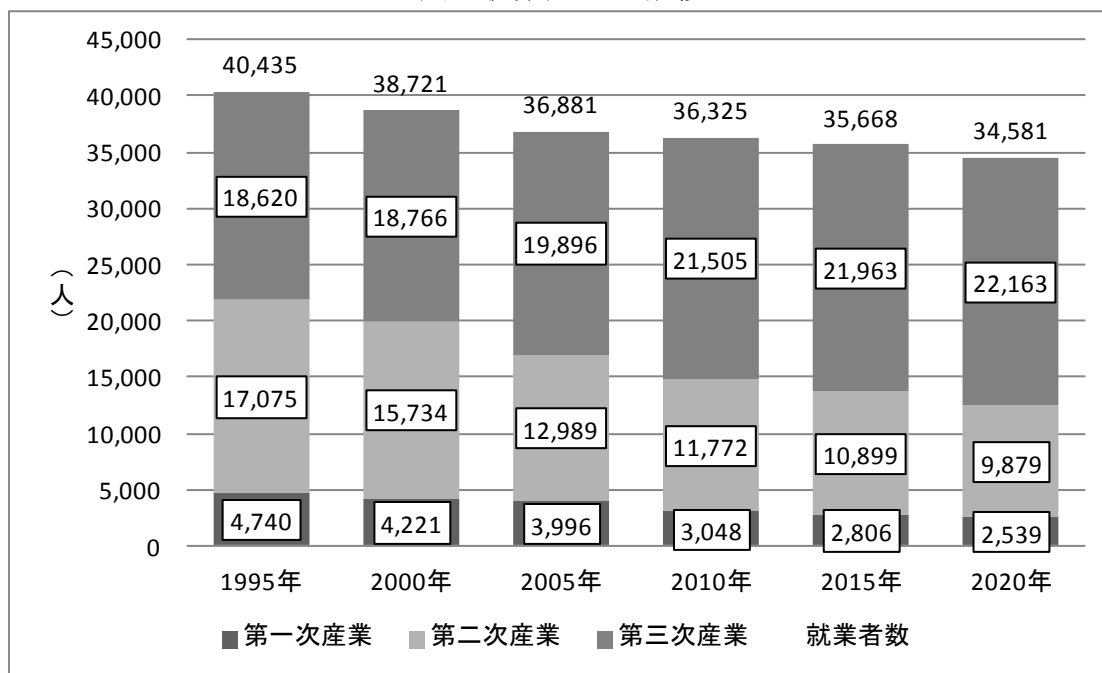


(3) 就業人口

65歳以上の高齢者比率は年々高まっていますが、一方で高齢者の就業も進んでいるため、今後の就業率は現在のまま変わらないと想定すると、新市の就業人口総数は以下のようにやや減少すると見込まれます。

産業別にみると、一次、二次産業の就業人口が減少し、三次産業の就業人口は増加すると見込まれます。

図 就業人口の推移



第4章 新市のまちづくりの基本方針

第1節 まちづくりの基本理念

新市のまちづくりに際しての基本的な理念は、以下の6つとします。

① 地域の個性を活かした地域分権型のまちづくり — 地域資源の発掘と活用

合併を契機に3市町村の一体的なまちづくりを進めますが、一方で、新市内における各地区の自然・文化等の地域資源や地域課題を活かした個性あるまちづくりを進めます。

このため、総合支所方式*13による住民サービスの充実を図るとともに、地域自治区*14などの制度を活かして、地域内分権を進めます。また、各地の伝統文化等の資源を発掘し、さらに住民の主体的なまちづくりを進めることにより、地区の発展を実現しながら、相乗効果により、上伊那の中核都市をめざします。

② 美しい自然と共生するまちづくり — 自然の保全と活用

新市は、2つのアルプスに抱かれ、四季折々に変化する豊かな自然に恵まれています。また、これらの自然環境の中、歴史や文化が培われ、人材育成に寄与してきました。

このように地域発展の原点である豊かな自然は、地域の貴重な共有財産であるという共通認識を持ち、保全、管理、活用に努めながら、次の世代に継承していきます。

また、これらの自然資源を活かした観光や産業の振興を図っていきます。

③ 一人ひとりが自己実現できるまちづくり — 行財政改革と住民参加

近年の厳しい財政状況の中、効率的な行政運営を図るため、行財政改革をより一層進める必要があります。行財政の効率化や行財政改革に対する住民からの要望は強まっており、市町村合併は行財政改革の最も有効な手段として位置づけられています。

また、住民と行政の協働によるまちづくりが求められており、住民参加やNPO*15等による地域づくり活動を活発化する必要もあります。

*13 総合支所方式：管理部門や事務局部門を除き、現在の行政機能を残した支所。

*14 地域自治区：住民自治を充実するために条例等により設置する区域。区には住民の意見を取りまとめる地域協議会と、住民に身近な事務を住民との連携を図りながら処理する事務所を置く。

*15 NPO：特定非営利活動法人。営利を目的とせず公共団体と民間団体の昼間組織として活動する団体。1998年にNPO法が施行。

そこで、こうした行財政改革と住民参加を一体的に推進しながら、一人ひとりが地域の課題を自ら解決することで、自己実現できるまちづくりを進めていきます。

④ だれもが夢と誇りをもって暮らせるまちづくり — 人材の育成と活用

この地域は、人情味が豊かで多様な人材や教育環境にも恵まれており、数々の優秀な人材を輩出してきました。

そこで、新市においては、地域づくりの中心は「人づくり」にあるという認識を新たにし、生涯学習等を一層推進することにより幅広い人材育成に力を入れ、こうした人材をまちづくりや福祉、地域社会の担い手等に活かすことにより地域の活性化を図ります。

⑤ だれもが安心して暮らせるまちづくり — 住民の安全・安心の重視

豊かな自然に恵まれている新市では、水害や土砂崩れなどの自然災害に対して、十分な防災対策を図る必要があります。また、今後の少子・高齢化や過疎化の進展に対しては、福祉や医療の充実のほか、教育や地域活動の充実を図る等の過疎対策を進める必要があります。さらに、魅力あるまちづくりを実現するため、雇用機会の確保、消費生活の安全、交通安全、消防・防犯等の施策を推進します。

このようにして、地域生活におけるあらゆる面での安全に配慮し、将来を担う若者を含めた住民全体が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

⑥ 地域の枠を越えた交流・連携によるまちづくり

— 広域的で多様な交流と連携

モータリゼーション*16の進展により、地域住民の生活圏は、ますます広域化が進んでおり、市町村の境界を越えた移動も日常化しているため、それに対応した一体的なまちづくりを進めることが必要です。

また、高速交通網の整備により、広域的な交流が活発になってきています。こうした状況に対応するため、広域的な連携を図る必要があります。

*16 モータリゼーション：自動車が生活の中で深く入りこむこと。自動車の大衆化。

第2節 新市の将来像

時代の潮流やこの地域をとりまく環境をふまえ、新市のめざす姿を次のとおり掲げます。

二つのアルプスに抱かれた自然共生都市

人と歴史と文化を育む 活力と交流の美しいまち

新市は、中央・南アルプスの山々や三峰川等の清流に代表される豊かで美しい自然景観に恵まれています。また、春の桜、夏の豊かな緑、秋の紅葉、冬の雪景色などの四季折々の景色の中で、季節感あふれる生活が営まれています。このように自然豊かな環境の下、また、高遠藩以来の歴史の中で培われた精神文化を受け継ぎながら、地域の特徴を生かした農林業、観光、商工業、伝統文化等が育くまれてきました。

また、新市を構成する旧3市町村は、南アルプスを源流とする三峰川で結ばれています。このため、農業用水や生活用水等の水利用面から美和ダムや高遠ダムによる水害対策等の面まで、本地域は常に助け合ってきました。

こうした本地域の結びつきと歴史的な背景を受け、新市は次のようなまちづくりをめざします。

まず、まちづくりの基本となる人材の育成に力を入れます。本地域の歴史を代表する進徳館の精神に基づいて、人間性を重視した教育を進めるとともに、新しい技術や知恵や文化を育てる教育を進めます。また、こうした人材育成は、学校教育に限らず生涯教育として継続していきます。

次に、新市の優れた自然、文化、人材等の資源を活かして、産業や観光の振興を図り、元気で活力のあるまちづくりを進めます。さらに、国内ばかりでなく世界を視野に入れながら広く交流を進め、開かれたまちづくりを進めます。

一方、本地域のよさである自然環境や景観等の保全に配慮しながら、美しいまちづくりを進めます。

以上のようなまちづくりを進めながら、ここに住む人すべてが安心して暮らし、いつまでも住み続けられるまちをめざします。

第3節 地域別整備のイメージ

(1) 新市の地域構造

新市の地域構造は、次々ページの図のとおりとなります。

① 地域拠点ゾーン

地域拠点ゾーンは、駅やバスターミナル等の交通の結節点を中心に、都市機能が集積している中心市街地および、公共施設等が集積している旧町村役場等を中心とするゾーンです。本ゾーンには、公共施設、学校、医療・福祉施設、金融機関等が立地しています。また、観光等の広域的な交流の拠点にもなっています。

今後は、土地利用の高度化を図りつつ、流通、商工業等都市機能のさらなる集積をめざした整備を図っていくとともに、にぎわいのあるまちづくりを進めていきます。

また、道路等の都市基盤整備や公共交通の充実を図るとともに、交通渋滞や中心商店街の空洞化等の問題の解消をめざします。

さらに、住民にやさしいきめ細かなまちづくりを進めるために、駐車場や歩道の整備等を図ることにより、快適で利用しやすい空間形成をめざします。

② 技術・研究拠点

技術・研究拠点は、工業団地や大規模な製造業等の事業所、研究機関が立地している地区です。

新市での基幹産業となる製造業については、既存事業の支援を図るとともに、わが国の製造業全体の動向に沿って、付加価値の高い製品の製造や研究開発、試作品開発事業の転換を産官学が連携し促進することで、これらを支える研究開発型産業や情報技術産業等の振興を図ります。

これにより、地域全体の産業・経済をリードしていく中核産業を育てていきます。

③ 観光・レクリエーション拠点

観光レクリエーション拠点は、多くの観光客が集まる桜の名所「高遠城址公園」等の観光地のほか、新市の各所に見られる体験型観光施設やスポーツ施設のあるところです。

新市は、二つのアルプスに抱かれた豊かな自然環境を有するほか、歴史・文化の名所などの観光資源が豊かです。

そこで、住民や観光客が自然とのふれあいを深められる農業体験施設、豊か

な自然環境の中で楽しめるスポーツ・レクリエーション施設、温泉などの癒しの場、歴史の香り豊かな文化にふれあえる施設などの活用を図ります。

④ 田園交流ゾーン

田園交流ゾーンは、中心市街地の周囲に広がる平地に、広々とした水田や畑地の中に集落が分散しているゾーンと、東西の山地に近い丘陵地で、里山に囲まれた水田、畑、集落等があるゾーンとがあり、ともに美しい田園風景を形づくっています。

ここでは、高付加価値型農業を取り入れ、農業基盤整備等を進めるとともに、農村のよさを実感できるグリーンツーリズム*17や観光農業などの施策を展開し、農業の振興を図ることで、田園での交流を活発化していきます。

⑤ 自然共生ゾーン

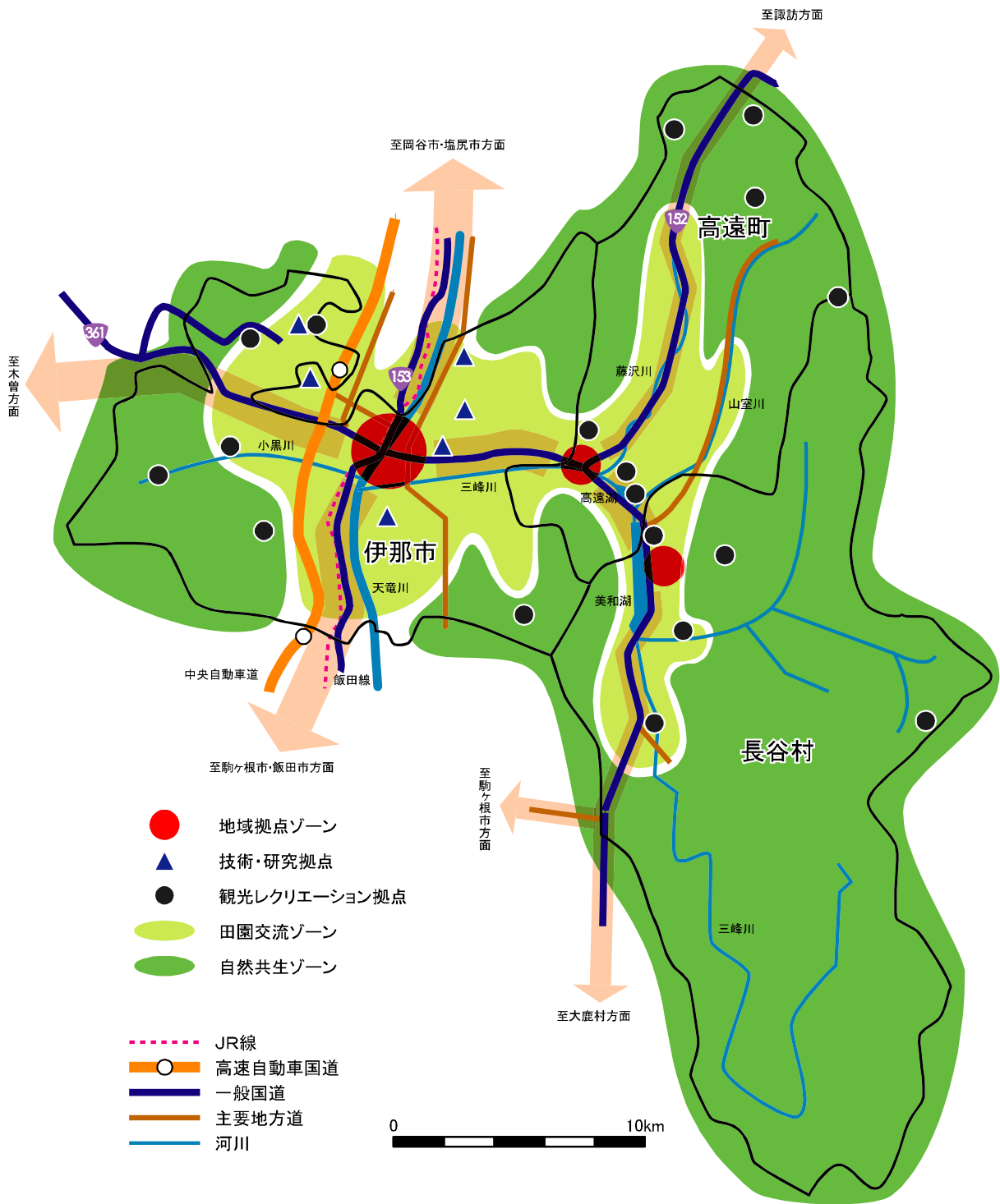
新市は、中央アルプス・南アルプスを有しており、これらの貴重な自然は、わが国全体の貴重な財産であると考えられます。そこで、豊かな自然環境の地域を、自然共生ゾーンと位置づけ、新市で自然環境の保全に取り組んでいきます。

このため、本ゾーンにおける生活や観光等の活動は、自然との共生を図り、豊かな自然を次世代まで受け継いでいくための保全を図りながら、有効活用に努めます。また、過去の災害を踏まえ、自然災害の被害を最小限に抑えるために、治山・治水等の防災対策も推進していきます。

*17 グリーンツーリズム：

農村地域において、自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

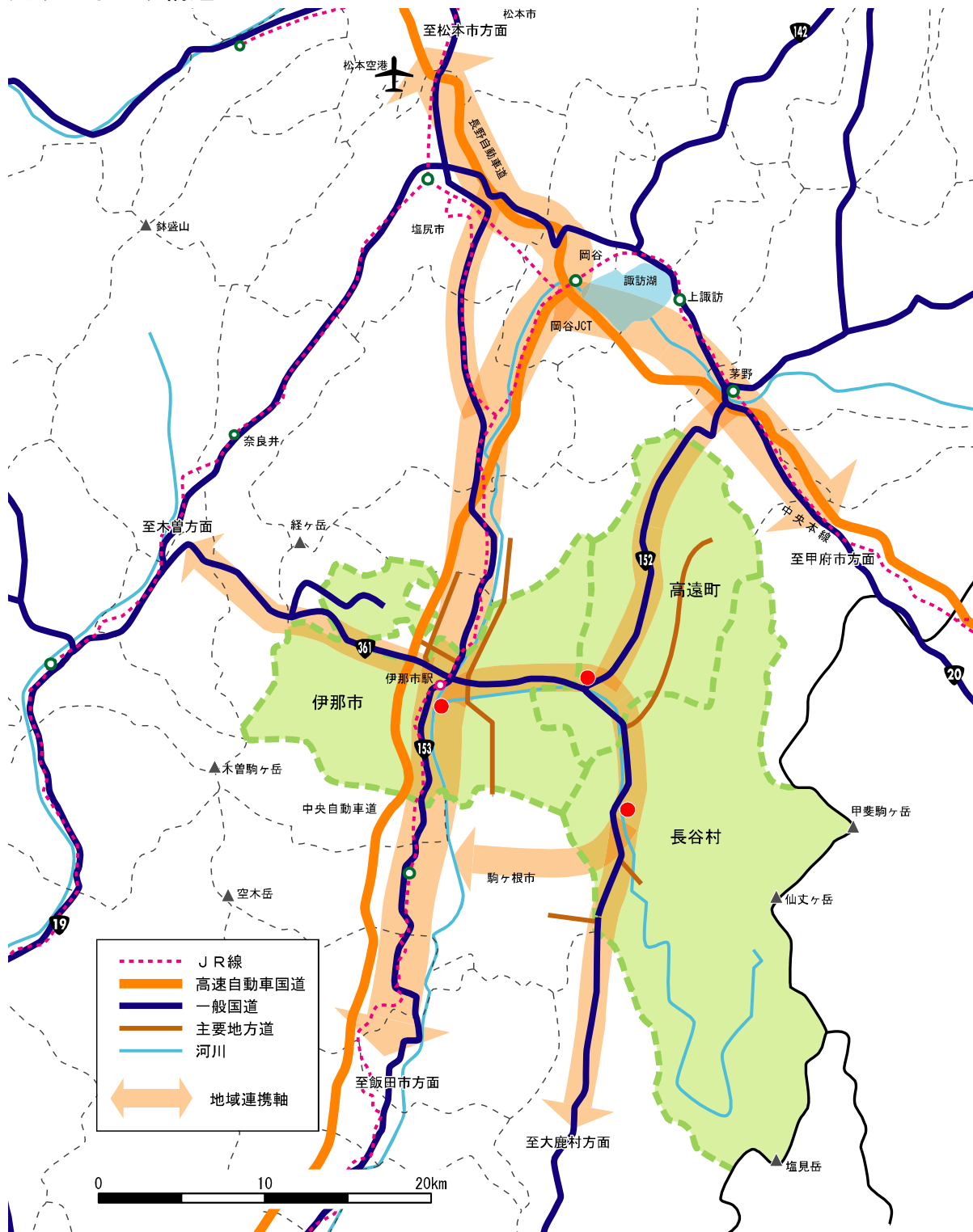
地域構造のイメージ



一方、周辺地域も含めた、広域的な地域構造は下図のとおりとなります。

権兵衛峠道路が開通すると、国道 19 号のバイパス的な利用により、大型車の交通量が増えるとともに、観光客の交流も増えることが予想されます。新市においては、従来の南北方向の地域連携軸に加え、東西方向の連携が促進すると考えられ、観光・交流面等における効果が期待されています。

広域的な地域構造のイメージ



(2) 地区別の整備方針

① 伊那地区

伊那地区は、新市の中で、最も都市機能の集積が大きく、二次・三次産業も盛んです。

このため、市街地においては、中心商店街の活性化等の課題に対応しながら、都市基盤等の整備を進めます。また、市街地の環状道路や国道 153 号伊那バイパス等の道路整備を推進するとともに、沿道の適正な土地利用の実現をめざします。さらに、商工業の振興を図るとともに、企業の誘致を進め雇用の拡大を図ります。

一方、市街地の周辺には良好な農地が広がり、さらに西部には中央アルプスに続く山々があります。そこで、これらの地域では、優れた自然環境・景観を保全しつつ活かしながら、農林業の振興を図るとともに、住民が自然とふれあうことのできる体験の場としての森林レクリエーション施設を整備します。

② 高遠地区

高遠地区は、高遠藩以来の歴史の下で、藩校進徳館の「高遠の学」に基づいた教育の他、音楽や美術等の芸術や文化においても優れた資源を持っています。また、国の史跡である高遠城跡をはじめ、多くの歴史的財産を有しています。そこで、こうした歴史・文化や教育等の個性を活かした観光面の交流に重点をおきながら、高遠城址公園のタカトオコヒガンザクラを中心とした花によるまちづくり、城下町の歴史を活かしたまちづくり等を進めていきます。

そのために、地域住民の生活の拠点および観光交流の拠点となる城下町の町並みを活かした市街地の整備・活性化を図ります。また、交流の活発化や住民生活の安全を高めるために、国道 152 号バイパスや東西幹線道路等の整備、信州高遠少年自然の家等の活用等を進めます。さらに、地区全体としての人口減少・過疎化の課題に対応するために、定住対策として住宅等の整備を進めます。

③ 長谷地区

長谷地区は、南アルプスや三峰川などの雄大な自然を有しており、南アルプスの山麓にふさわしい景観づくりとともに、自然を活かした体験や都会との交流に重点をおいた地域づくりを進めていきます。

このため、学トピア構想*18や気の里構想*19等に基づいて、関連施設の整備を図るとともに、NPO等の推進団体の育成を進めます。また、地区全体の人口減少・過疎化の課題に対応するために、定住対策として住宅等の整備を進めます。さらに、広域観光や広域的なまちづくりに資する駒ヶ根方面への道路等の整備や三峰川総合開発事業の促進を図り、安心して暮らせる災害に強い地域づくりも進めます。

*18 学トピア構想：地域資源を活かした学習活動を通じて交流を図り地域を活性化する構想。

*19 気の里構想：恵まれた自然環境を村づくりの総合戦略として位置づけ、健康増進の村づくりを推進する構想。

第4節 地域自治のあり方

(1) 背景

① 分権型社会における市町村の姿

これまで市町村は、「均衡ある発展」という国の政策に基づき、様々な施策を展開した結果、社会資本の整備や最低限の生活保障の確保など、一定の成果を上げた一方で、中央に依存した画一的なまちづくりが進められた結果、特色あるまちづくりが困難な状況となってしまいました。

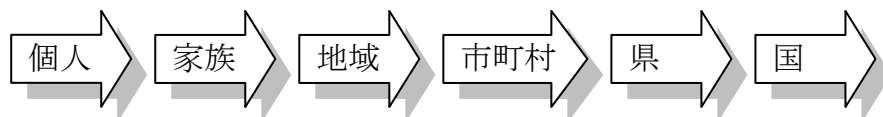
地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の見直しによる権限委譲が進む中、市町村は、より主体的な行政運営を行うとともに、地域の独自性を掘り起こし、その特色を活かしたまちづくりを進めることが求められています。

また、住民が一方向的に行政に要望するだけでなく、自分のことは自分ですという自立意識を高め、「補完性の原則」に基づき、住民自身が、あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行をしていかなければなりません。

行政は、これらの活動を積極的に支援するとともに、行財政の効率化など積極的な自己改革を進め、あらゆる面において自立した自治を確立します。

※ 補完性の原則…

「家族や地域などの小さな単位で可能なことは、それに任せ、そこで不可能もしくは非効率なものを、市町村や県、国などのより大きな単位が行う」という考え方。



② 市町村合併

市町村合併は、市町村の行政能力の向上や財政基盤の強化、生活圏の拡大への対応に加え、これまでの地域社会と行政との関係を見直し、住民自治のあり方を含めた新たな地域社会づくりを考えていく機会ともいえます。

同時に、合併により地域の伝統や文化が失われるのではないかと、地域の住民の声が行政に届きにくくなるのではないかと、役所が遠くなり今より不便になるのではないかとといった住民の不安があり、これらの懸念の解消が必要となります。

(2) 新市における地域自治のあり方

① 地域自治の目的

合併による行政区域の広域化に対応した新しいまちづくりを進めていくためには、新市全体としてのまちづくりが必要です。一方、地域の特色を生かし住民の声を反映したまちづくりも必要であり、新市では、この2つが均衡した仕組みをつくることが重要です。また、この仕組みの1つとして、地域自治組織の設置が考えられます。

② 地域自治組織設置の機能

新市における地域自治組織設置の機能として、次のことがあげられます。

- ア．市町村合併による行政区域の広域化に伴い住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるのではないかと、などといった懸念への対応
- イ．新市において住民自治を強化するとともに、住民に身近な事務を住民に身近なところで住民の意向を踏まえて効果的に処理する仕組みの整備
- ウ．住民と行政が連携する協働のまちづくりの推進

③ 地域自治組織の具体的機能

上記の機能を果たすため、地域自治組織は、具体的に次のような機能を備えます。

ア．「地域の住民の意向を十分に把握・集約し、市政に反映させる機能」

新市において現在の3市町村ごとに地域住民、自治組織の代表等からなる地域協議会（地域自治組織の一部として設置）を設置し、地域住民の意見集約を図るとともに、それを新市の市長等に対して意見具申できるものとしします。

イ．「住民に身近な事務を住民に身近なところで処理する機能」

新市の事務を、統一的に事務処理を行うことによって効率性、効果性が高まるものと、地域ごとに住民の声に耳を傾け住民の利便性や地域の実情に応じた対応が望まれるものとの区分し、後者については、住民に身近で住民の声が届きやすく、また、地域の実情に目配りができるところ（総合支所機能を持つ現在の旧町村役場）で事務を行います。

ウ．「行政と住民や地域の諸団体が協働して担う地域づくりの核としての機能」

地域の個性や資源を積極的に活用し、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、行政と住民や地域の諸団体が協働によって地域運営を行

う仕組みづくりが必要であることから、地域自治組織をその核と位置づけ、企画、意思形成から実施段階を含めた協働を推進するとともに、協働に向けた住民等の活動を積極的に支援します。職員が今まで以上に地域に密着できる体制づくりを行います。

④ 地域自治組織の具体像

- ア. 現在の伊那市の7地区（旧町村単位）には、地方自治法による地域自治区を設置し、地域自治の充実を図ります。合併を契機に、住民意識の高揚をはかり本来の住民自治の姿をつくりあげることが必要です。そのためには、住民への情報提供や、十分な話し合い、行政のサポートが必要です。伊那市の区域では、地域自治区を設置することにより、従来の地区ごとの自治の伝統を活かしながら、地域の実情を反映させ、地域自治の充実を図ります。
- イ. 高遠町、長谷村の区域には、合併特例法による地域自治区を10年間設置します。新市において周辺部となる2町村においては、地域住民の声が新市の運営に活かされていくことが求められています。地域自治区の中に地域協議会を設置し、住民代表の意見を反映させます。さらに地域自治区には特別職の区長を置き、地域に一定の権限を与え、地域のことは地域で決定できる制度を一定期間確保します。さらに総合支所機能を持つことにより、住民に密着したサービスを提供できる体制を確保します。
- ウ. 地域自治組織の制度は、あくまで地域自治を充実するための仕組みです。地域自治の充実は、地域住民自らが創り上げることで可能になります。新市においては、地域住民と行政との協働により地域自治を確立することが求められています。高遠町、長谷村の地域自治区には10年間の期限を設定していますが、10年経過後の地域自治組織については、時代背景の変化や、地域の事情を踏まえて、伊那市の地域自治組織との整合性を図りながら、より良い住民自治のあり方をつくりあげていきます。

(3) 住民自治や協働のまちづくりを進めるためのルールづくり

新市において、地域自治組織などの仕組みを核としながら、行政と住民、地域の諸団体が協働してまちづくりを進めていくには、それぞれの役割と責務を明確にする基本的なルールが必要です。こうした積極的な協働と参画によるまちづくりを進めるためのより所のひとつとして、住民と行政の協働基本方針^{*20}を策定し

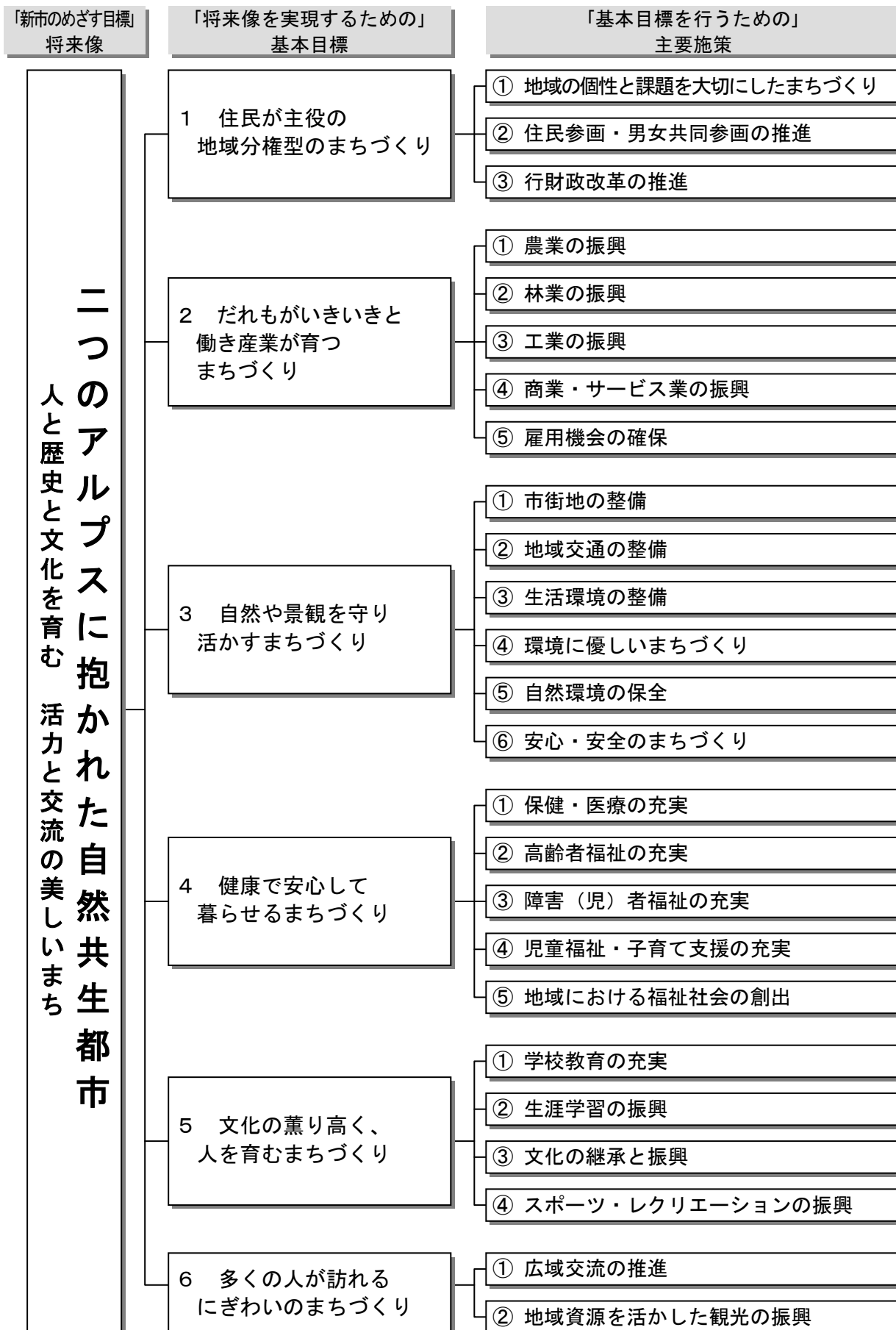
^{*20} 協働基本方針：市民と行政の協働によるまちづくりを推進するための基本方針。

ます。また、将来的には自治基本条例*21等の設置も検討し、「住民が主役のまちづくり」を進めます。

*21 自治基本条例：自治体の組織や運営に関して基本的な事項を定め、自治体によるまちづくりの方向性を示す条例。

第5章 新市の施策

第1節 施策体系



第2節 施策の概要

(1) 住民が主役の地域分権型のまちづくり

地方自治体は厳しい財政状況の一方、住民との協働の推進やきめ細かな課題への対応が求められており、自己決定・自己責任の原則に基づいた自立可能な分権型の自治をめざす必要があります。

このため、個々の地域の課題に対して、きめ細かく対処できるような地域内分権の仕組みづくりを進めます。

また、住民サービスや自治のあり方を見直し、住民と行政の役割分担による新たな協働の関係をつくります。

さらに、行財政改革を徹底し、自立可能な行財政基盤の確立と健全で持続可能な行財政システムを構築します。

① 地域の個性と課題を大切にしたまちづくり

市町村合併により懸念される周辺地域の課題の解決を図るためには、地域内分権を進める必要があります。このため、旧町村役場を総合支所に位置づけて、現在の行政サービス水準の維持を図るとともに、地域自治区等の新たな制度を活用しながら、予算や事務事業の執行に一定の権限を持たせるよう配慮します。

一方、地域内分権のためには、地域組織を確立し、住民自治を強化することも重要であり、各地の地域活動をさまざまな方法で支援していきます。このため、活動の拠点となるコミュニティ施設の整備を進めます。また、住民意識の醸成を図るために、リーダーの育成や地域イベントの活性化を図ります。

② 住民参画・男女共同参画の推進

住民のまちづくりへの参加意識が高まり、住民・企業と行政との役割を分担しながら、互いに協力しあう協働のまちづくりを進めます。

このため、若者の流出や超高齢化によって集落の基本的な運営に支障をきたしているところについては、小集落の再編成や集落の運営支援など具体的対応策を図っていきます。

また、住民への情報公開を徹底し、ワークショップ^{*22}やパブリックコメント^{*23}の導入等、住民との対話を重ねながら計画や事業を推進していく仕組みづくりを進め、住民の行政への参画機会を拡大します。

一方、男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発の推進、女性の参画機会の

^{*22} ワークショップ：参加体験型のグループによるまちづくり等の学習の場。

^{*23} パブリックコメント：行政が示した案に対し、住民が意見や情報を提出し、これをふまえて最終的な意思決定を行う方法。

拡大や男女がともに活躍するための支援体制の強化を図ります。

③ 行財政改革の推進

市町村合併を契機に、行政改革や財政効率化を積極的に進め、健全な財政基盤を確立することが求められています。このため、住民サービスの向上を図りつつ、民間委託の推進やP D C Aサイクル^{*24}等の民間企業の経営手法の導入、情報システムの活用による電子自治体の構築を進めながら、戦略的な行政運営をめざします。財政面では、厳しい財政状況に対応して、簡素で効率的な財政運営を行うと共に重点的な配分・投資を行っていきます。また、住民への情報公開を徹底し、行政評価等のシステムを構築していきます。さらに、地域住民に任せられることはできるだけ任せるために、N P O、地域団体、民間団体との協働も進めます。

【施策概要】

主要施策	施 策 概 要
地域の個性と課題を大切に したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動がしやすい環境づくりへの支援 ・ 地域の個性を活かした地域内分権の推進と総合支所機能の充実 ・ 住民の交流や生涯学習拠点としてのコミュニティセンターの整備 ・ 過疎・辺地計画と山村振興等による周辺部対策の推進 ・ 新市の一体感の醸成や旧市町村単位の地域振興のための基金の積み立て ・ 水源地域活性化のための各種ビジョンや提言を活かした施策の推進 など
住民参画・男女共同参画の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民と行政による協働のまちづくりの推進 ・ 会議などの情報公開制度の充実と透明性の確保 ・ すみよい地域づくり計画の推進・拡充 ・ 男女共同参画社会の実現 など
行財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な行財政運営と抜本的な行財政改革 ・ 住民ニーズに迅速に対応したサービスの充実 ・ 職員の資質の向上と定員管理の適正化 ・ ボランティアグループやN P Oなど住民活動への支援 ・ 行政情報を迅速かつ正確に伝達するための電子自治体の推進 ・ 総合計画や個別計画などの計画行政の推進 ・ 収納率の向上による自主財源の確保や国県制度の有効活用 ・ 受益者負担の原則に立った使用料・手数料等の適正化と公平化 ・ 予算の適正配分や経費の節減による健全財政の堅持 ・ 行財政評価システムの導入による事業評価制度の構築 など

^{*24} P D C Aサイクル：P D C AとはPlan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善・見直し）の頭文字で、P D C Aサイクルとは、日々の仕事を計画し／実施し／悪いところがなかったか反省を行い／次に活かすというサイクル。

(2) だれもがいきいきと働き産業が育つまちづくり

地域の経営については、国からの支援が期待できなくなるなどの変革期を迎えており、地域間競争を生き抜くためには、産業振興などを進めて地域全体の自立性を高める必要性があります。

農業では、低農薬、無農薬の取り組みや、有機農業等による品質の向上を図り、収益性向上をめざすとともに、現在ある特産品の知名度アップや地場産品の売込み、特産品の開発や加工品の多様化、体験・観光農業の振興等を図ります。また、林業では、森林の保健休養等の公益的機能も重視しながら、関連する地場産業の振興を図ります。

工業は、既存の精密機械、電気機械等のハイテク産業の振興を進めるとともに、新産業の創出や新事業の展開、研究開発型企業の誘致を図ります。

商業・サービス業では、幹線道路沿いに立地する沿道型商業施設と既存の小売店舗の連携を強め、歩行空間の整備等により、回遊性のある商店街の形成に努め、活気ある商業のまちづくりを推進します。

さらに、環境や情報、福祉等をテーマとする新たな企業の誘致・育成を図り、若年層の就業機会の確保と多様な就業構造を有する産業のまちづくりを推進していきます。

① 農業の振興

新市には、基盤整備の進んだ広大な農地がありますが、近年の農業を取り巻く環境はますます厳しくなっており、農業従事者の減少が続いています。そこで、今後も引き続き、土地改良事業（用排水路・農道整備等）、その他の農業生産基盤整備により、優良な農地の保全を図ります。また、市街化の進展に対し、農地以外の土地利用との調整を図り、農地としての機能の低下を防ぎます。

また、高齢化等が進み担い手不足等による耕作放棄地などの遊休農地や荒廃農地をなくすため、営農支援センターなどを核に農業法人や協業組合に対する支援、集落営農等に向けた取り組みを行っていきます。

さらに、グリーンツーリズムやりんごオーナー制度などの観光農業の推進、新たな農産物流通の仕組みづくり等により、農業経営の近代化、高付加価値型農業への転換、農家所得の向上等をめざし、ブランド米の売り出しや、花卉栽培の取り組みも積極的に進めます。また、地産地消の積極的な取り組みを行っていきます。

このようにして、農業経営の向上、農業の魅力向上等を図りながら、後継者の育成や新規営農者の支援を進めるとともに、有害鳥獣対策を進めることにより生産意欲の低下を防いでいきます。

一方、中山間地では、農業においても条件が不利であることから、支援策を充実し、農業の維持・振興を図ります。

② 林業の振興

林業については、わが国全体の社会経済の変化により産業としての状況は一層厳しい環境にあります。林業基盤整備の推進を図るとともに、保育、間伐等の維持管理を支援する中で、持続的な森林資源の維持・造成に努めます。

特に、森林のもつ多面機能の重要性をよく認識し、手入れがされずに放置されている山林などの減少を図るため、保安林の指定及び改良、保育事業の導入にあわせ、森林アドバイザーの活用や森林組合等との連携を強化していきます。

一方、森林保全や国土保全の面からも過疎対策の充実を図り、山村の振興を進めます。

③ 工業の振興

本地域の工業は、電機・機械・精密等のハイテク産業を中心に発展してきましたが、近年の景気の低迷から脱しておらず、順調に推移してきた工業製品出荷額等は停滞状態にあります。

新市は東京圏・名古屋圏に比較的近いというメリットを活かし、新しい産業立地の受け皿となることが期待されるため、地元の大学や高校などの研究機関と連携しつつ先端産業や研究開発型企業の誘致、ベンチャー企業等の育成を図ることが必要です。一方、既存企業については、研修機会づくりの支援や中小企業融資の拡充等により、経営の安定化等の支援を行っていきます。

また、新分野へ進出する企業に対しての支援を積極的に行っていきます。

④ 商業・サービス業の振興

新市には、伊那市の中心部に中核となる商業集積がありますが、近年では幹線道路沿いに大型の量販店等の進出が顕著になっています。また、伊那市の商業施設には、周辺市町村からの買い物客も集まっていますが、買い物客の満足度を満たすことができないものについては、諏訪・松本方面等まで買い物に出かけている状況があります。

このため、既存の商業施設の積極的な取り組みを支援することで、より魅力ある商業集積地とする施策を推進する必要があります。そのため駐車場や歩道等の環境整備、空き店舗対策やイベントの開催等への取り組みに対する支援を推進します。また、金融機関やサービス業等のオフィスの立地も促進します。

一方、高遠地区では城下町としてのまちなみを、長谷地区では南アルプス観

光の入口という特性をそれぞれ活かし、観光客が楽しめる商店街づくりを進めます。

⑤ 雇用機会の確保

地域の過疎化や高齢化の原因となっている若年層の流出を抑制し、さらにUターン・Iターン・Jターンによる定住を進めるためには、魅力ある教育機会、就業機会、定住環境を提供する必要があります。このため有効求人倍率の比較的良好いとされる地域にあっても、既存の企業等の雇用拡大を図るとともに、新たに誘致することでより多くの就業の機会の確保を図ることが求められます。また、環境、情報、福祉等の新しい分野の起業化や、若者への起業支援も進めます。

【施策概要】

主要施策	施策概要
農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良農地の保全や畑作営農の振興などによる農業生産の振興 ・ 農業近代化施設の整備や土地基盤整備の推進 ・ 担い手の育成や集落営農に向けた農事活動法人組織の設立支援 ・ 地域資源を活かしたブランド戦略の推進と農地の集積 ・ グリーンツーリズムの推進などによる農村の活性化 ・ 有害鳥獣対策の推進 ・ 遊休農地や荒廃農地の防止及び利活用 <p style="text-align: right;">など</p>
林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の保護と意識の高揚 ・ 造林の推進や間伐材の利用促進などによる林業の振興 ・ 水源かん養林や保安林の整備や平地林等の整備による総合利用の推進 ・ 森林の公益機能の推進 ・ 不在者山林などの未整備山林の整備促進 ・ 有害鳥獣対策の推進 <p style="text-align: right;">など</p>
工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の育成や、産官学連携による新事業展開による工業の振興 ・ 中小企業融資の拡充 ・ 住環境の整備や融資制度の充実による人材の育成支援 ・ 新産業の創出や創造的企業の創出支援 ・ 地域の活性化や就労の場を確保するための企業誘致の促進と支援 ・ 経営・技術指導の充実による経営基盤の強化 ・ Uターン・Iターン・Jターンの促進 <p style="text-align: right;">など</p>
商業・サービス業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業・サービス業の振興のための積極的な取組みへの支援 ・ 魅力ある商業基盤の整備と周辺環境の整備・活用 ・ 空き店舗対策や魅力ある活性化イベントの推進 ・ 人材の育成や経営指導の充実等による経営の安定化 ・ 地域の特性を活かした観光客が滞在できる商店街づくり <p style="text-align: right;">など</p>

主要施策	施 策 概 要
雇用機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある教育機会・就業機会・定住環境の提供 ・就業能力の開発促進と新卒・女性・高齢者雇用の促進 ・企業の雇用拡大など官民一体となった施策の展開 ・シルバービジネス^{*25}などの新分野の起業化や若者の起業支援 ・未組織労働者の福祉の増進 <p style="text-align: right;">など</p>

^{*25} シルバービジネス：高齢者が自立をめざし、地域の中で行う事業。

(3) 自然や景観を守り活かすまちづくり

新市は、二つのアルプスの山なみや三峰川・天竜川等の良好な自然環境に恵まれており、ハッチョウトンボやホタル、イワナ等の希少な野生の動植物も生息しているため、これらの豊かな自然環境を住民と行政等が協働して守っていきます。

また、ごみや処理が不適切な排水による汚染を防ぎ、太陽光やバイオマス*26等の自然エネルギーを活用することで、環境に優しいまちづくりを進めます。

さらに、道路、下水道、ごみ処理等の生活基盤の整備・充実を図り、自然環境を保持しながら快適な暮らしの実現を図ります。

一方、住民生活の安全を図るため、消防・防災体制の強化、豊かな自然との共生を図りながらの治山・治水事業等を進めます。

① 市街地の整備

近年は、無秩序な都市開発は減少していますが、今後も引き続き乱開発を抑制し、バランスのとれた市街地の形成をめざすことが必要です。このため、都市計画の策定等を通じて、計画的な市街地の整備と土地利用の誘導を図る必要があります。

また、都市計画事業については、今後も円滑な事業推進を図ります。

② 地域交通の整備

新市では、中央道、国道 153 号、152 号、361 号のほか、主要地方道、一般県道、広域農道等が整備されています。さらに、権兵衛峠道路が開通し、153 号伊那バイパスや 152 号バイパス等が整備されると、木曾方面との交流が活発化するとともに、東京圏・名古屋圏を結ぶ新たな交通・物流ルートが形成されることも期待されています。

そこで、こうした広域幹線道路の整備を受け、新市の都市計画道路及び幹線道路の計画的かつ体系的な整備を進めます。また、市街地や観光地における駐車場等の整備を進めます。生活道路については、通過交通と生活交通の分離を図るようにして整備を進めます。さらに、自転車道や歩道の整備を進めるとともに、まちなかのバリアフリー化*27を進めます。

また、地域路線バスの利便性の向上や、市内の主要拠点を結ぶ循環バスの導入を図り、住民の利便性の向上を図ります。

*26 バイオマス : 生物資源。木質、家畜ふん尿、生ごみ、下枝等をエネルギーや新材料等の資源に用いる。

*27 バリアフリー化 : 高齢者や障害（児）者が生活する上で、障壁（バリア）になっているものを除去し、快適に暮らせるようにする施策。

③ 生活環境の整備

新市は、広大な土地と水、四季折々に変わる自然が豊かで、また農作物等の自然の恵みも豊富な地域であり、快適な暮らしの基礎的条件が整っている地域です。公園、住宅、下水道、ごみ処理等の整備を行うことで、より美しく快適な生活環境の創出をめざします。

公営住宅については、人口減少地域における定住対策の一環として、一定の整備を進めるほか、老朽化が進んでいるものについては、計画的な改修等を図ります。

ごみ処理については、住民意識の高揚を図りながら、ごみの発生抑制・減量化・分別収集を進めます。また、リサイクル運動の拠点となる施設や収集体制を整備し、住民が積極的に再資源化に取り組めるようにしていきます。

下水処理については、公共下水道や、農業集落排水、合併処理浄化槽等の方式がありますが、各地区の事情に適した下水処理計画に沿って整備を進めます。また、既に整備されている施設等についても適正な汚泥処理を含めた維持修繕を進めます。

交通安全については、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を進めるとともに、市街地では歩道の整備などを進めます。また、住民の交通安全意識の高揚を図るため、自動車の運転者だけでなく、自転車利用者や歩行者等交通弱者に対する交通安全教育を進めます。

上水道については、水道事業の経営効率に配慮しながら、水質の維持に努め、あわせて水の安定供給を図ります。また、老朽化が進みつつある既存の配水管等の施設の更新や耐震補強等の整備を進めます。

公園については、住民の意向を踏まえながら整備を進め、良好な維持・管理に努めながら、高齢者でも散策しやすく子どもを安心して遊ばせることのできるようにしていきます。

これらの施策展開を通じて、豊かな生活環境を実現し、さまざまな世代の人々の定住を図っていきます。

④ 環境に優しいまちづくり

これからのまちづくりにおいては、地域の中に限らず、広く地球環境の視点に立って環境に優しいまちづくりを進める必要があります。

このため、地球環境問題への理解を深め、住民、企業、行政が連携を図りながら、CO₂排出削減等の取り組みを進めます。また、リサイクル運動の拠点となる施設や収集体制を整備し、住民が積極的に再資源化に取り組めるようにし

ていきます。さらに、省エネルギー化を推進するとともに、風力や太陽光、バイオマス等の地域新エネルギーの利用を検討・推進します。

一方、こうした環境に優しい行動を着実に推進していくために、行政や企業のISO14001^{*28}の取得等を促進します。

⑤ 自然環境の保全

自然との共生を図る地域の実現に向けては、森林等を住民全員で守っていくことが重要です。また、三峰川をはじめ地域内の河川の清流を守るためには、住民自らこれらの河川について理解を深めるとともに、ふれあえる場の確保が重要となります。さらに、広域的な連携のもとで、流域が一体となった水質保全活動等を行っていきます。

一方、新市のように自然豊かな地域においては、自然に学び、自然と共生する中で、災害に強いまちづくりを進める必要があります。河川や森林の整備や治山治水対策の推進を図る必要があります。

⑥ 安心・安全のまちづくり

新市の防災対策としては、新潟中越地震等の教訓も活かしながら、地震や風水害等の災害が発生した場合でもいち早くライフラインや情報通信手段が確保できる体制をとり、住民の安全を守ります。また、自主防災組織の育成や、防災訓練の充実を図り、住民自ら守るという防災意識の高揚を図ります。さらに、近隣市町村等との連携を進め、災害時に相互に応援する広域防災体制の確立を図ります。

消防については、消防機動力の増強を図るため、消防施設の適切な配置と整備を図るほか、資機材や装備を最新のものに更新していきます。また、地域住民と一体となった消防団活動の充実を図ります。

救急医療については、総合医療体制の拡充・強化を図るとともに、市内のどこに住んでいても安心できる救急医療体制の充実をめざします。

^{*28} ISO14001：国際標準化機構（International Organization for Standardization）が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格。

【施策概要】

主要施策	施 策 概 要
市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な市街地整備と土地利用の適正化 ・ 計画的な都市計画事業の推進 ・ 地域活力を活かした市街地再開発の促進 ・ 区画整理による市街地の整備 ・ 景観に配慮した町並みの整備促進 など
地域交通の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道・主要地方道・県道などの広域幹線道路網の整備促進 ・ 地域幹線道路ネットワークの構築と計画的・体系的な道路網の整備 ・ 循環バスや主要拠点等を有機的に結ぶ公共交通機関の確保と利便性の向上 ・ 老朽化による橋りょう等の整備推進 など
生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の整備と民間活力の導入による宅地開発の推進 ・ ごみ処理の広域化の推進と減量化の推進 ・ 衛生的で文化的な下水道等の整備・普及と施設の適切な維持管理 ・ ガードレールや歩道、道路照明など交通安全施設等の整備 ・ 安全でおいしい水道水の安定供給と施設の適切な維持管理 ・ 自然景観に配慮した景観の保全と住民協定の推進 ・ し尿処理施設や公衆トイレ、火葬場などの生活衛生施設の整備 ・ 住民の憩いの場としての公園・緑地の整備 ・ 公害防止施策の継続 など
環境に優しいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクルの推進 ・ 風力・太陽光・水力・バイオマスなどの新エネルギーの利活用 ・ 環境基本計画の推進 ・ 地球環境の保全と、循環型社会の構築 ・ 国際環境規格 ISO14001 の適正な運用 など
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全と森林の持つ公益的機能の保持 ・ 自然に親しむためのイベントの実施 ・ 希少動植物の保護 ・ 河川・水路などの災害危険区域の改修促進 ・ 治山・治水対策事業の促進 ・ 三峰川総合開発事業の促進 など
安心・安全のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画の策定 ・ 消防団員確保による活性化と消防機動力の増強 ・ 自主防災組織の充実 ・ 広域消防体制強化に向けた消防・防災体制の充実と施設の整備 ・ 防災・同報無線の整備による防災情報の収集と伝達体制の強化 ・ 高度救命資機材の整備による救急・医療体制の充実 ・ 救助用資機材の充実による救助体制の整備 ・ 防災拠点施設の整備 など

(4) 健康で安心して暮らせるまちづくり

保健・医療面では、地域の衛生環境の向上を図るとともに、効率的な地域医療体制の確立や特徴ある地域医療の充実をめざします。また、住民の健康維持・増進を図るため、身近な健康づくりやスポーツ等の参加機会を増やします。

福祉については、少子・高齢化社会の到来を受け、高齢者福祉の推進を図るとともに、子育て支援も強化し、乳幼児から高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。こうした福祉政策の推進においては、在宅での対応、近隣地域内での対応、公的施設での対応という優先順位のもとで、効率的に実施されるよう支援していきます。

① 保健・医療の充実

病気やけがをしても安心して治療できるようにするために、医療施設の整備充実を図ります。新市の医療全体の効率化を図るために、身近な地域医療を担う診療所から高度な治療が受けられる伊那中央病院等の総合病院までを体系的に連携させ、住民のニーズや容態に応じて適切な医療を受けられる環境をつくります。

また、長谷の「気の里」・「癒しの里」の構想としての取り組みを促進し、心身ともに健康な住民を増やすとともに、他地域の住民がリフレッシュに訪れるような地域づくりをめざします。

② 高齢者福祉の充実

急速に高齢化が進む社会において、高齢者が健康で安心して暮らせるような福祉サービスを安定的に実施するためには、介護保険制度を踏まえながら福祉施策の充実と効率化を両立する必要があります。このため、在宅福祉サービスの充実を図り、その上で各地域のニーズを把握しながら、計画に沿った高齢者福祉施設の整備拡充を図ります。

また、新市において高齢者の中には、元気があり生きがいを持って働く方も多くいます。そこで、高齢者の起業化や就業を支える、シルバービジネスの振興やシルバー人材センター*29の充実を図ります。さらに、高齢者の豊富な知識や経験を活かした観光ガイドや、生涯学習講師等のボランティア活動を推進します。

*29 シルバー人材センター：高齢者を登録し、その経験や技能を活かした臨時的・短期的な就業を援助する団体。

③ 障害（児）者福祉の充実

障害（児）者福祉については、障害（児）者が地域社会の中で自立し、安心して生活することができるように、共同作業所の充実など障害（児）者を支援する体制の整備やサービスの充実を図るとともに、社会参加のための支援を行います。

さらに、高齢者や障害（児）者の社会参画を推進するための基盤として、循環バス等の公共交通の充実やバリアフリー住宅^{*30}の普及促進を図ります。

④ 児童福祉・子育て支援の充実

従来の保育サービスに加え、延長保育、一時保育等、利用者の保育ニーズにあったきめ細かなサービスを提供します。また、育児に関する悩みを気軽に相談できるような相談窓口を整備します。

さらに、幼児や児童と高齢者が交流をしやすい環境の整備を図ります。

子育て支援の分野においては、元気な高齢者や父親・母親等の積極的な参加を支援しながら福祉行政の効率化を図ります。また、地域における子育て支援の拠点として、子育て支援センターの整備を進めます。

⑤ 地域における福祉社会の創出

住民の地域福祉に対する意識の高揚を図るとともに、社会福祉協議会等との連携を図りながら、地域ぐるみできめ細かな福祉活動を進めます。また、広がりつつある福祉ボランティア活動の一層の支援を図ります。

また、さまざまな理由で社会的援助を必要とする住民に対しては、生活保護等の支援とともに、相談機能の充実を図り、生活の安定を支援していきます。

こうした地域福祉活動を支援するために、拠点となる施設の整備・充実を図ります。

^{*30} バリアフリー住宅：段差の解消や手すりの設置等を行い、高齢者や障害（児）者にも暮らしやすい住宅。

【施策概要】

主要施策	施 策 概 要
保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的・継続的な健康づくり運動の推進 ・ 生活習慣病予防などの健康づくり事業の推進 ・ 診療所等における診療機能の拡充など地域医療サービス体制の充実 ・ 旧伊那中央病院跡地利用による保健・福祉の拠点整備 ・ 伊那中央病院の増床計画や 24 時間緊急医療体制など高度医療体制の強化 ・ 国民健康保険事業の推進 など
高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人暮らしや高齢者世帯の生活サポートの充実 ・ 元気なお年寄りの生きがいのある生活に向けた支援と介護予防の充実 ・ 介護保険事業の推進 ・ 高齢者の日常の交通手段の確保や安全対策などの環境整備 ・ 高齢者の支援施設・支援センター等の整備 など
障害（児）者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害（児）者の居宅生活の支援と居宅介護サービスの推進 ・ 共同作業所の整備などの障害（児）者の自立支援 ・ 低所得者への支援の充実 ・ バリアフリーなどの住環境整備への支援 ・ 障害（児）者の日常の交通手段の確保や安全対策などの環境整備 ・ 障害（児）者の支援施設・支援センター等の整備 など
児童福祉・子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の適正配置や保育内容の充実による保育所の適正運営 ・ 学童保育や一時保育などの保育サービスの充実 ・ 安心して子供を産み育てることができるような支援の充実 ・ 子育て支援センターの整備と支援体制の充実 ・ 母子・父子福祉に向けた相談・支援体制の推進 ・ 生活援護制度の運用と自立の支援と相談指導の充実 など
地域における福祉社会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社会福祉協議会の充実 ・ ボランティアや住民主体の地域福祉活動の支援 ・ 地域福祉計画の策定と地域福祉活動の推進 ・ 福祉拠点施設の整備 など

(5) 文化の薫り高く、人を育むまちづくり

未来を担う子どもたちの教育については、学校と家庭及び地域が一体となって取り組む必要があります。地域の自然・歴史・文化について学ぶとともに、国際感覚豊かな、時代の先端にふさわしい人づくり、互いに助け合い協力し合う人間性豊かな人づくり等を進めます。また、年齢や職業を超えたあらゆる人々が地域の伝統、文化等を学べるよう生涯学習の充実を図ります。

長い歴史に育まれた伝統・文化は、住民の誇りとして、継承者への支援を図っていきます。また、住民の文化活動の振興を図るとともに、新しい文化の誘致・育成も図ります。

さらに、住民の日常的な健康づくりを促進するために、スポーツやレクリエーション活動の振興を図ります。

① 学校教育の充実

新市においては、国の教育改革も踏まえつつ、子どもたちは新市の将来を担う貴重な共有財産であるという認識のもと、地域に即した教育振興を図っていきます。

確かな学力を身につけるため、全市の小中学校の教育目標の中心に「基礎基本の定着と伸びる力を伸ばす」ことを据え、少人数指導等を充実させ、「わかる授業」の実現に努めます。

また、総合的な「生きる力」という観点から、地域の自然の恵みや歴史・文化の豊かさを理解し感謝し、これを尊重し継承する精神を育みます。さらに、国際化時代に生きる広い視野を具備するとともに、社会的弱者へのいたわり・思いやりの心を持つような人間性にあふれた未来の社会人を育てるため、さまざまな体験学習を展開し、大都市圏の子どもたち・外国籍の人々・お年寄りなどとの交流も積極的に推進します。

これらの学習は、学校教育だけでなく、地域の多様な体験や知識を有する人材を活かしながら、「地域の子どもは地域で育てる」体制づくりとともに進めます。

一方、保育所・幼稚園と小学校の連続性、小学校と中学校の連続性を確保するための組織的検討、通学区の弾力化、地域の高校存続と改革の促進などの課題にも積極的に取り組みます。さらに、耐震改修など教育施設の整備を図り、教育環境の充実に努めます。

② 生涯学習の振興

新市の自然や文化や産業等の地域の特徴を活かしながら、生涯学習を進め、若者からお年寄りまで、誰もが興味を持って学ぶことのできる環境づくりを進めます。特に、新市の重点課題である「自然との共生」や「産業活力の創造」に向け重点的に人材育成に努めます。

このため、生涯学習活動の拠点となる公民館・生涯学習センターや図書館等の整備・充実を進めるとともに、グループ・サークル活動の支援や、意欲ある指導者の育成を図ります。また、生涯学習に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

さらに、信州高遠少年自然の家との連携を一層深め、地域と一体となった施設活用による生涯学習の振興に努めていきます。

また、青少年の健全育成に向けて、地域で青少年を育てる環境づくりを進めるなど、指導体制の充実等を図ります。

③ 文化の継承と振興

城下町であった高遠の歴史や文化を始め、各地の伝統芸能等の文化を継承していくことが求められており、文化財の保存も進めていきます。

また、本地域から輩出された芸術家たちの偉業をたたえ、美術や音楽等の芸術文化を発展させていくとともに、住民の文化活動の支援や文化グループ同士の連携を促進します。

④ スポーツ・レクリエーションの振興

自由時間の増加や健康意識の高まり等により、住民のスポーツやレクリエーションに対する要望は増大し、多様化しています。新市では、各地でスポーツ施設の整備が進みつつあり、これらの充実を図るとともに、利活用を進めます。

また、競技スポーツの水準の向上や市民スポーツの普及を進めるために、体育指導委員やその他のスポーツ指導者の育成を図ります。さらに、誰でも気軽に参加できるようなスポーツイベント等を開催します。

さらに、住民のスポーツへの関心を一層高めるとともに、新市のイメージアップのため、既存の大会を全国規模に育てたり、全国的な大会の誘致に取り組みます。

【施策概要】

主要施策	施 策 概 要
学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特色ある教育の推進 ・ 人権・環境・心の教育などの教育の内容の充実 ・ 老朽校舎の増改築や耐震化、安全性を重視した施設の整備 ・ 少人数学級や地域との連携を密にした教育環境の充実 ・ 保育園や小学校相互の連携強化 など
生涯学習の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習センター等を核とした推進体制の充実 ・ 公民館や図書館などの生涯学習関連施設の整備充実 ・ クラブ・サークル活動への支援や指導者の発掘などへの活動援助 ・ 公民館の学級・講座や分館活動の充実による学習機会の充実 ・ 青少年の健全育成を図るための地域ぐるみの環境づくり ・ 人権教育の充実 など
文化の継承と振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術・文化の鑑賞機会の充実や文化意識の高揚 ・ 文化・サークル活動の育成と市民文化活動の推進 ・ 芸術・文化施設の整備・充実 ・ 歴史・文化財等の適切な保存と整備・充実 ・ 伝統文化・歴史・民俗芸能の継承と復活 など
スポーツ・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯スポーツの普及 ・ スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実 ・ スポーツ・レクリエーションイベントの開催 ・ 競技力の向上 など

(6) 多くの人が訪れるにぎわいのまちづくり

新市の山岳、高原、農地、平地林（里山林）等の美しい自然と歴史・文化を活かし、地域間での連携を図りながら、多くの人が訪れたいくなるような交流・観光のまちづくりを進めます。交流や観光の振興にあたっては、グリーンツーリズム等で地域の資源を活かすとともに、情報や交通基盤の整備、住民のホスピタリティ*31の醸成等を図っていきます。

① 広域交流の推進

地域内の交通網の整備により、新市の一体化を進めるとともに、地域外の各地と結ぶ広域交通網の整備やリニア中央エクスプレス誘致促進のほか、光ファイバー等の情報通信基盤の整備を関係機関へ働きかけ、地域間交流の活発化を図ります。また、こうした広域交流を活かしながら、にぎわいのあるまちづくりをめざします。

市内中心部においては、こうして訪れた人々が楽しく滞在できるよう、魅力ある中心市街地の整備を進めます。また、その他の地域においても、道の駅等の交流施設や観光施設を活かしながら、広域交流の拠点づくりを進めます。

地域情報化については、情報通信基盤の整備を進めるとともに、地域内のさまざまな施設を結ぶ情報ネットワークの構築を図ります。また、情報関連産業の育成を図り、経済の活性化や若年層の定住促進等にも寄与しています。

一方、住民の国際理解を深め、国際的な人材の育成を図るために、姉妹都市交流をはじめとする国際交流事業を推進するとともに、民間で実施している国際交流を支援します。

② 地域資源を活かした観光の振興

新市の恵まれた自然、歴史、文化を活用しながら、多くの人が年間を通じて訪れてみたいくなるような観光のまちづくりを進めます。このため、伊那市のみはらしファーム、高遠町の高遠城址公園、長谷村の南アルプスや三峰川源流域の豊かな自然といった各地の優れた観光資源を核に、広大な美しい平地林の活用、新しい観光資源の掘り起こし、桜を核にした花からのまちづくりを進める住民組織等への支援、市内観光地相互の連携、木曽地域や諏訪地域、伊南地域との間で広域的な観光面の連携等を進めていきます。

また、農業体験を含めたグリーンツーリズム、地域の工場等を見学する産業観光等の振興を図り、地域の各種産業と観光との連携を進めます。

*31 ホスピタリティ：親切なもてなし。

さらに、こうした観光資源を広く内外にPRするとともに、外国語による情報システムの導入、観光施設のユニバーサルデザイン化*32等を進め、外国人や障害（児）者・高齢者等のあらゆる人が訪れたいくなるようなまちづくりを進めます。

こうした観光客に対しては、新市の住民全員が案内人となり、もてなしができるようにし、ホスピタリティの面でも優れた観光地をめざします。

【施策概要】

主要施策	施策概要
広域交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・友好都市との交流の促進 ・他地域との広域交流の促進 ・広域交流の拠点づくりの推進 ・国際化への対応 <p style="text-align: right;">など</p>
地域資源を活かした観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・通年観光に向けた観光戦略の展開 ・権兵衛峠道路開通に向けた広域観光の推進 ・観光資源の再発見と整備・充実 ・魅力ある特産品の開発や情報発信・イベントなどの充実 ・他産業との連携強化 ・広域連携による観光振興 <p style="text-align: right;">など</p>

*32 ユニバーサルデザイン化：障害（児）者や高齢者などを含めたすべての人が利用しやすくすること。

第3節 新市のリーディングプロジェクト（重点施策）

新市のまちづくりに際して、特に重点を置いて実施すべきプロジェクトをリーディングプロジェクトと位置づけます。

リーディングプロジェクトの実施にあたっては、財政への影響や地域にもたらす効果等を考慮するとともに、住民参加の意向の把握、関係者の意見の反映に努め、住民自らが考えて行動していくことが必要となります。

① 交流のまちづくりプロジェクト

合併を契機に市町村の一体化を進めることが重要であり、そのために、各地区を結ぶ道路の整備や循環バス等の公共交通の整備を推進します。また、権兵衛峠道路の開通等により、新市を巡る広域的な交通にも変化がもたらされることが予想されます。このため、通過交通の円滑化を図る一方、生活道路の整備や歩道などの交通安全施設の整備を進め、住民生活における安全の確保を図ります。さらには、上伊那の交通の要衝としての利点を活かし、上伊那の中核都市をめざします。

【関連事業】

- 国道153号伊那バイパスや152号バイパス等の整備促進
- 東西交通確保のための環状道路や幹線道路の整備
- 権兵衛峠道路開通後の交通安全施設等の整備
- 地域を結ぶ循環バスの整備や日常の交通手段の確保
- 特急列車の飯田線乗り入れの促進
- 権兵衛峠道路を利用した名古屋圏への利便性の向上施策 等

② 観光のまちづくりプロジェクト

権兵衛峠道路の開通等により、新市と木曽方面や諏訪方面、飯田下伊那などとの交流や連携が活発化することが予想され、特に広域観光ルートの形成が急務とされています。

また、中央アルプスと南アルプスの山岳観光の連携促進のため、長谷村と駒ヶ根市を結ぶ道路整備の期待も高まっています。このため、既存の観光資源、観光施設のリニューアルを図るとともに、新たな観光資源の掘りおこしを進め、新市全体の観光振興を進めます。

【関連事業】

- 権兵衛峠道路の開通を見据えた広域観光戦略の展開と施設整備

- 高遠城址公園やみはらしファーム、南ア林道バス等を核としての観光客の誘致
- 新市のブランド化に向けたPR戦略の強化
- 高遠少年自然の家やキャンプ場などを活用した体験型観光の推進
- 桜やアルストロメリアといった「花」をテーマにしたまちづくりの推進
- 温泉入浴施設等を活用した通年観光の振興
- 二つのアルプスにまたがる広域観光ツアー等の企画と観光連携
- 史跡・歴史・文化を活かした観光客の誘致 等

③ 産業のまちづくりプロジェクト

新市には、さまざまな優れた技術を持った企業が集積しています。また、新市及び周辺の学術・研究機能を活かしながら、新事業の創出等をめざすことが期待されています。

そこで、このような優れた技術を交流・融合させることによって、さらに高度な技術を生み出し、産業化していくことが重要であり、技術交流を活発化する仕組みづくりを進めます。

また、農林業については、品質のよい農林産物の生産に力を入れ、都市住民との交流等を活かしながら産業全体の振興を図ります。

さらに、商業・サービス業については、にぎわいのある商店街の創出や新しいサービス業の振興等に力点をおいて振興を図ります。

【関連事業】

- 産官学連携や異業種交流等の推進
- 起業家や新事業開発支援の推進
- 技術力の高い企業誘致の推進
- 新分野進出企業への支援
- 地域資源を活かしたブランド戦略の推進
- 集落営農の推進による農業の堅持と農地の保全
- 魅力ある商業基盤整備と周辺環境の整備・活用 等

④ 定住のまちづくりプロジェクト

新市の中には、過疎化が進むと懸念される地域があります。しかし、過疎であることを逆手にとることにより、むしろ、アウトドア志向・田舎住まい志向の大都市圏の人々にはより魅力的な地域となると考えられます。

そこで、風土（過疎地域の資源や歴史的資源等）を最大限に活かすようなまちづくりを積極的に進め、交流の拡大から定住を促進します。

【関連事業】

- 公営住宅の整備や宅地開発等の推進
- 地域の特色を活かした個性ある学校教育の充実
- 学トピア構想、気の里構想の推進
- 若者が魅力を感じる都市基盤整備等の推進
- 空き家アドバイザー等による空き家の活用
- 少子高齢化地域の集落運営支援
- その他各種定住支援策の促進 等

⑤ 分権のまちづくりプロジェクト

新市では、住民が主体となって行財政改革を徹底する一方、地域内分権のまちづくりを進めます。そこで、行政の情報公開と住民の知恵の結集の上で、行財政改革の監視システムを構築したり、まちづくりに住民の優れたアイデアを活かしたり、住民のさまざまな実践活動を支援していきます。

【関連事業】

- 総合支所の整備と機能の充実
- 地域自治区等の設置
- すみよい地域づくり計画の推進
- まちづくりの主役としての高齢者参画の充実
- 住民と行政との協働のまちづくりの推進
- 情報公開の充実 等

⑥ 人材のまちづくりプロジェクト

一人ひとりが自己実現できるまちづくりの理念に沿い、まちづくりは人づくりの考えをふまえ、人材育成に力を入れたまちづくりを進めます。

このため、地域活動やボランティア・NPO活動を支援するとともに、すみよい地域づくり計画の充実を図りながら、まちづくりに資する優れた人材育成を進めます。また、子どもたちは新市の共有財産であるという認識の下、学校教育や地域教育の充実を図ります。

【関連事業】

- ボランティアグループやNPOなど住民活動への支援
- 住民の交流や生涯学習拠点としてのコミュニティセンターの整備
- すみよい地域づくり計画の推進・拡充

- 家庭・地域・学校の連携による教育の推進
- 高遠の「進徳館」の伝統を活かした人づくりの推進
- グローバルで多様化した社会に対応できる人材の育成 等

⑦ 環境のまちづくりプロジェクト

自然環境や景観等に優れた新市のめざす自然共生都市の実現に向けて、住民や企業とも協働しながら積極的な環境保全施策の展開を図ります。自然環境や景観の保全については、住民の意識啓発によって生活を変えていくとともに、条例や都市計画等による保全の仕組みづくり、自然環境に配慮した公園等の整備を進めながら、実現していきます。また、リサイクルや花植え活動等の自然保護活動の推進については、住民と行政の協働を推進しながら実現していきます。さらに、省エネルギーや自然エネルギーの導入については、地域の企業等に積極的に働きかけるとともに、関連する企業の誘致を図ります。

【関連事業】

- 計画的な市街地整備と土地利用の適正化
- 住民の憩いの場としての公園・緑地の整備
- 自然環境の保全と森林の持つ水源かん養等の機能の保持
- リサイクルの推進
- 風力・太陽光・水力・バイオマスなどの新エネルギーの利活用
- 花を活かした美しい景観の整備
- ハッチョウトンボやホタルなどの希少動植物の保護 等

第4節 県事業の取り組み

(1) 長野県の役割

新市は長野県の南東部に位置し、東に南アルプス、西に中央アルプスを望み、天竜川や三峰川によって形成された肥沃な平地や、美しい河岸段丘など雄大な自然環境に恵まれています。また、桜の名所で知られる高遠城址公園をはじめとする観光拠点や広大な農地を利用した体験型農業、先端技術を持った産業集積など多彩な産業がいきづく地域です。さらに、中央自動車道や主要幹線道路などの幹線動脈上にあり、南信地域の中核都市として今後の発展が期待されています。

また、今後の地方自治は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が中核的な役割を担い、自己決定・自己責任の原則のもと、より自律的な行政運営が求められています。

こうした中で、新市においては、合併を大きな契機として、地域資源や地理的条件等を有効に活用しながら特色あるまちづくりを進めるとともに、住民参画を一層促進し、住民自治の充実を図ることが期待されています。

長野県は、「コモンズ*³³からはじまる、信州ルネッサンス革命」の理念に基づき、「ゆたかな社会」の実現に向けて新市と十分に連携しながら新市の取組みを積極的に支援します。

(2) 新市における長野県事業

① 福祉施策の充実

福祉サービスは、愛情、信頼といった人間の絆にもとづいて行われることが大切であり、それぞれの身近な地域ごとに人間の絆により支えあうシステム、すなわち「コモンズ」の観点を重視し、地域ケアの拠点となる宅幼老所や、障害（児）者が地域で自律して生活するためのグループホームなど、高齢者や障害（児）者が地域で安心して生活できるための在宅福祉の充実に向け支援を行うとともに、少子化対策や子育て環境の整備に対しても必要な支援を行います。

② 保健・医療施策の充実

新市や関係団体が行う健康づくりなどの保健活動に対する技術的支援を通じて、地域住民の健康増進を図ります。

*³³ コモンズ :ある特定の人々が集まって協働的な作業として、地域の特性に応じて、持続可能なかたちで地域の資源を生み出し、育み、管理、維持するための仕組み。

③ 地域交通基盤の整備

新市の一体化及び均衡ある発展を支援し、地域内外の円滑な交流を促進する観点から、国道・県道の計画的な整備に取り組みます

④ 防災対策の推進

水害・土砂災害などを未然に防止するため、河川改修による治水対策、砂防事業などの必要な防災対策に取り組みます。

また、危険箇所の周知及び土砂災害警戒情報の提供などにも取り組みます。

⑤ 景観の育成

地域の歴史や文化、自然環境といったそれぞれの地域が持つ個性豊かな景観の保全、修復、創造を進めていくため、地域の方々の主体的な取り組みについて支援していきます。

⑥ 環境保全の推進

新市が行う環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を形成するための取り組みを支援するとともに、事業所指導や環境測定などを通じ、地域における良好な生活環境の保全を図ります。

⑦ 産業の振興

技術革新による地域産業の高度化と産業創出や、各地域の観光資源を活用した誘客の促進を支援し、地域産業の活性化及び雇用の創出を図ります。

新市が取り組む中小企業、NPO、創業者等が行う健康・福祉、環境及び教育分野や地域資源を活用した新事業で地域経済の活性化、雇用の創出が見込める事業に対し、必要な資金を助成します。

地域の基幹産業のひとつである農業の生産振興や経営の安定を図り、併せて国土保全など農業・農村の持つ多面的機能を維持していくため、必要な用排水路、農道などの農業生産基盤の整備に取り組みます。

森林は、木材をはじめとした林産物の供給、水源のかん養、国土や自然環境・生活環境の保全、二酸化炭素の吸収を通じた地球温暖化防止、保健・文化・教育の場としての利用など多面的な機能を持っており、これらの機能が持続的に発揮されるよう森林を健全な状態で維持していくため、県民の理解と主体的な参加のもとで、適切な森林の整備に取り組みます。

第6章 公共施設の適正配置と整備

公共施設の適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、これまでの実績等を踏まえ、利便性や地域の特性、新市域全体のバランス、さらには財政状況などを十分考慮した上で、必要な施設の長寿命化及び不要な施設の除却を行い、効率的な公共施設の統合整備・運営を進めていくことを基本とします。

特に、新たな公共施設の整備にあたっては、行財政運営の効率化はもちろん、事業の効果や効率性、施設の維持管理経費や管理方法等について十分勘案し、住民サービスの低下を招かないように配慮しつつ、新市全体として均衡ある発展と住民福祉の向上に最大限配慮した整備に努めるものとします。

また、新市の本庁舎については、現在の伊那市役所庁舎を利用し、現在の高遠町役場・長谷村役場の各庁舎については、総合支所を設置し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するとともに、地域の文化や個性を継承しつつ、住民の意向を尊重したまちづくりを進める基本的な考え方にに基づき、地域住民に最も身近な行政サービスの拠点とします。

そのため、将来的には行政事務の電子化や電算システムの一元化など、地域公共ネットワークを十分活用しながら、住民の利便性の向上をめざしていきます。さらには、住民参画や地域のまちづくりをより一層推進し、効率的な組織・機構を十分考慮した上で、補完性の原則に基づく「住民が主役のまちづくり」をめざします。

第7章 財政計画

(1) 基本方針

新市の財政計画は、合併後の15年間について、歳入・歳出の項目ごとに、過去の実績や将来の見通し等を勘案して普通会計^{※1}ベースで作成したものです。

作成にあたっては、合併後の新市においても健全な財政運営を行うことを基本として、合併による経費の削減効果、サービス水準の調整、行財政改革の推進、国・県の財政支援措置、三位一体の改革^{※2}の影響等を加味しながら、一定の条件の下に算定を行いました。

従って、新市においては、この計画を指針としながら、歳入・歳出それぞれについて更に検討を加え、単年度ごとに堅実な財政運営を基調とした予算編成を行い対応することとなります。

(2) 歳入

① 地方税^{※3}

過去の実績や人口の見通し等を踏まえ、現行税制度を基本とし、三位一体の改革による改革提案^{※4}を勘案して算定しています。

② 地方譲与税・交付金^{※5}

過去の実績等により算定しています。

③ 地方交付税^{※6}

現行の交付税制度を基本に、普通交付税の算定の特例（合併算定替^{※7}）、合併に係る追加措置^{※8}、三位一体の改革による減額等を勘案して算定しています。

④ 分担金・負担金^{※9}

過去の実績等により算定しています。

⑤ 使用料・手数料^{※10}

過去の実績等により算定しています。

⑥ 国庫支出金・県支出金^{※11}

過去の実績等を基本に、合併に係る財政支援^{※12}（合併市町村補助金・市町村合併特例交付金）及び三位一体の改革による改革提案等を勘案して算定しています。

⑦ 繰入金^{※13}

年度間の財源を調整するために財政調整基金^{※14}などからの繰入金を見込んでいます。

⑧ 地方債^{※15}

建設事業等の財源として、通常債、臨時財政対策債、減税補てん債及び合併特例債等を見込んでいます。

⑨ その他

財産収入、寄附金、諸収入等を過去の実績等により算定しています。

(3) 歳出

① 人件費^{※16}

合併に伴う特別職等の減及び退職者の補充の抑制などによる一般職の減等を見込んでいます。

② 扶助費^{※17}

過去の実績等を踏まえ、人口の見通しを勘案するとともに、合併に伴うサービス水準調整による影響等を見込んでいます。

③ 公債費^{※18}

平成 15 年度までに借り入れた地方債に係る償還予定額に、平成 16、17 年度の借入に係る償還見込額、新市における借入に係る償還見込額を加えて見込んでいます。

④ 物件費^{※19}

過去の実績等を踏まえ、合併による事務経費の削減効果や臨時的経費等を見込んでいます。

⑤ 維持補修費^{※20}

過去の実績等により算定し、行財政改革等による影響を見込んでいます。

⑥ 補助費等^{※21}

過去の実績等により算定し、合併によるサービス水準調整、行財政改革等に

よる影響を見込んでいます。

⑦ 積立金^{※22}

合併後の新市振興のために創設する合併市町村振興基金（仮称）への積み立て等を見込んでいます。

⑧ 繰出金^{※23}

過去の実績等により算定し、特別会計・企業会計の見通しや行財政改革等を勘案して見積もっています。

⑨ 普通建設事業費^{※24}

新市まちづくり計画に基づく事業費及び経常的な普通建設事業を見込んでいます。

⑩ その他

投資及び出資、貸付金、諸支出金について過去の実績等により算定しています。

(4) 財政計画

(単位:百万円)

区分		2005年度 (H17)	2006年度 (H18)	2007年度 (H19)	2008年度 (H20)	2009年度 (H21)	2010年度 (H22)	2011年度 (H23)	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
歳 入	地方税	8,241	8,339	9,421	9,423	8,879	8,543	8,543	8,547	8,469	8,721	8,616	8,453	8,336	8,222	8,109	7,999
	地方譲与税・交付金等	2,277	2,459	1,702	1,634	1,552	1,537	1,476	1,382	1,403	1,469	1,759	1,700	1,713	1,790	1,867	1,867
	地方交付税	9,039	9,140	8,370	8,618	9,413	9,991	10,286	10,622	10,636	10,589	10,420	10,092	10,014	9,995	9,875	9,814
	分担金・負担金	222	171	194	184	192	173	163	159	147	142	142	142	142	142	142	142
	使用料・手数料	1,213	1,239	1,204	1,175	1,071	1,033	965	976	982	944	903	943	943	943	943	943
	国庫支出金・県支出金	3,222	2,969	3,783	2,803	4,898	5,345	4,718	5,129	4,922	4,688	5,078	4,896	4,887	4,954	4,912	4,918
	繰入金	2,607	822	1,278	231	226	68	157	27	69	587	1,031			124	138	15
	地方債	3,500	2,870	3,267	3,350	3,202	3,640	2,640	3,217	5,611	3,288	3,548	2,994	3,189	3,117	3,076	3,000
	その他	4,456	3,937	3,649	3,182	2,654	2,534	2,856	2,854	2,805	2,583	3,087	2,825	2,832	2,915	2,857	2,868
歳入合計	34,777	31,946	32,866	30,600	32,086	32,865	31,804	32,913	35,044	33,009	34,584	32,045	32,056	32,202	31,919	31,566	

注) 交付金……………利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金

その他……………財産収入、寄附金、繰越金、諸収入

(単位:百万円)

区分		2005年度 (H17)	2006年度 (H18)	2007年度 (H19)	2008年度 (H20)	2009年度 (H21)	2010年度 (H22)	2011年度 (H23)	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
歳 出	人件費	6,418	5,531	5,941	5,665	5,122	5,265	5,129	4,776	4,741	5,015	5,003	4,881	4,805	4,784	4,743	4,644
	扶助費	2,769	2,802	2,976	2,998	3,019	3,890	4,045	4,109	4,186	4,513	4,523	4,613	4,705	4,799	4,895	4,993
	公債費	4,824	4,851	5,203	4,937	5,074	5,043	4,759	4,744	4,353	4,357	4,218	4,024	4,197	4,209	4,108	4,055
	物件費	3,270	3,227	3,270	3,176	3,309	3,513	3,596	3,519	3,616	3,744	3,916	3,916	3,994	3,994	3,994	3,994
	維持補修費	194	199	221	171	185	165	159	160	163	185	229	321	321	321	321	321
	補助費等	4,370	4,121	5,633	5,338	6,727	5,454	5,435	5,762	7,586	6,180	6,235	6,235	6,335	6,335	6,335	6,335
	積立金	795	141	148	796	1,224	1,201	907	1,178	2,016	1,957	1,664	532	132	0	0	0
	繰出金	3,059	3,232	1,794	1,805	1,920	1,983	2,060	2,110	2,074	2,208	2,573	2,573	2,451	2,532	2,519	2,501
	普通建設事業	5,670	4,592	5,005	3,278	3,584	4,111	3,538	4,355	4,381	2,864	4,593	4,050	4,208	4,265	4,080	3,791
	その他	2,365	2,150	1,781	1,552	1,058	1,057	1,038	999	877	743	1,080	900	908	963	924	932
歳出合計		33,735	30,845	31,972	29,715	31,221	31,682	30,666	31,712	33,993	31,764	34,034	32,045	32,056	32,202	31,919	31,566

注) その他……………投資及び出資金、貸付金、諸支出金

財公用語解説

項 目	説 明
※1 普通会計	普通会計とは、一般会計のほか、公営企業会計や事業を営む特別会計以外の会計を合算した統計上の会計単位をいいます。
※2 三位一体の改革	政府が進めている国と地方を通じた税財政の改革のことで、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助負担金の廃止・縮減（国の市町村への関与を見直す） ・ 税源移譲（国から市町村へ税金を移す） ・ 地方交付税制度の改革（地方交付税総額を抑制） の3つを一体的に進めようとするものです。
※3 地方税	市町村において課税する税金で、個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、市たばこ税、軽自動車税、入湯税などがあります。
※4 改革提案	三位一体の改革方針に対して地方6団体（全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国調町村議会議長会）が国に提示した改革案。 第1期改革として平成17・18年度に盛り込まれた3兆円規模の補助金削減及び税源移譲についての提案内容を反映しています。
※5 地方譲与税・交付金	地方譲与税は、手続上、国税として納税されている税金の全部又は一部が、一定の基準で地方公共団体に譲与されるもので、地方道路譲与税、自動車重量贈与税、所得譲与税などがあります。 交付金は、国税、都道府県税及び収納金の全部又は一部が、一定の基準で地方公共団体に交付されるもので、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金などがあります。
※6 地方交付税	市町村が同じレベルの行財政運営を行えるよう必要な財源を保障するために国税の一部を交付するもので、普通交付税と特別交付税があります。
※7 合併算定替	市町村合併による行政経費削減には、ある程度の期間が必要なため、その緩和措置として、合併後の一定期間において新市が算定した普通交付税額が、合併前の各市町村が別々に算定する場合の交付税額の合算額を下回らないようにする特例のことをいいます。この合併算定替により、合併後10年間は増加額の10割が保障され、その後5年間で段階的に縮減されます。
※8 合併に係る追加措置	合併には臨時的経費がかかるので、普通交付税として5年間、特別交付税として3年間にわたって新市の地方交付税に加算されます。
※9 分担金・負担金	市町村が行う事業により利益を受ける者から、その利益の限度において徴収される収入金をいいます。

項目	説明
※10 使用料・手数料	使用料とは、市町村の施設の利用をする場合の利用者からの徴収金です。手数料とは行政サービスにおける人的サービスの対価として利用者から徴収する金銭をいいます。
※11 国庫支出金・県支出金	市町村が行う事業について国や県が公益性を認めて、その事業実施について交付する給付金をいいます。
※12 合併に係る財政支援	市町村合併の円滑な推進を図るため、国から合併市町村補助金が3年間交付されます。また、県から市町村合併特例交付金が10年間交付されます。
※13 繰入金	市町村における各会計間の金銭の移動にともなう収入金。特別会計からの繰入金、基金からの繰入金などがあります。
※14 財政調整基金	市町村の年度間における財源の不均衡を調整するための積立金で、予期しない収入減少や災害等緊急時の支出増加等の財源として使われます。
※15 地方債	市町村が資金調達のためにする長期借入金で、公共施設等の建設のために借り入れる通常債と、特例法により発行が認められている減税補てん債、臨時財政対策債、過疎対策事業債、合併特例債などがあります。
※16 人件費	一般職、特別職、議員などの給与や報酬です。
※17 扶助費	市町村が児童や高齢者、生活困窮者などを援助するための経費です。
※18 公債費	市町村が借り入れた地方債などの元金と利子の償還額です。
※19 物件費	市町村の施設維持や物品購入、外部委託などにあてられる経費です。
※20 維持補修費	市町村が管理する公共用施設の機能の保全や補修のための費用です。
※21 補助費等	外部団体などに対する補助金や負担金などの経費です。
※22 積立金	財政調整や特定の目的により資金を積み立てるための経費です。合併市町村振興基金（仮称）とは合併特例債を使って新たに積み立てる基金をいいます。
※23 繰出金	市町村の他の会計への支出金です。
※24 普通建設事業費	道路、公園、学校、保育所などの建設事業に関する経費です。

第8章 新市まちづくり計画の推進

新市まちづくり計画は、以下の3点の方向で推進します。

(1) 多様な主体の協働関係の強化

この計画の目標である「**二つのアルプスに抱かれた自然共生都市 ～人と歴史と文化を育む 活力と交流の美しいまち～**」を推進するにあたっては、新市はもとより、国、長野県、広域連合、近隣市町村、民間企業、NPOやボランティアなどの住民団体、そして住民一人ひとりにわたる新市に携わるすべての主体が、自らの役割を積極的に担うとともに、互いに協働の関係を築きながら、地域社会が直面する様々な課題に対応していくことが重要です。

また、住民の意見や提言を積極的に受け入れ、各地域の実情に応じた地域づくりを推進するための仕組みの一つとして、高遠・長谷の旧町村単位に合併特例法に基づく地域自治区を設置します。また、旧伊那市の区域には、昭和の合併前の7つの町村単位に地方自治法の一般制度に基づく地域自治区を設置していき、本計画の執行状況（内容変更）や基本構想・各種計画の策定・変更などについて住民の皆さんからの意見を広く求め、計画の推進に反映します。

さらに、住民への説明や住民の理解の向上を進め、住民と行政の信頼関係や協力関係を高めるため、情報公開制度の充実などの開かれた市政の推進を図ります。

(2) 行財政の効率化・合理化の推進

地方分権の推進に伴い、地方自治体の自主性・自立性が求められています。

本計画に掲げる施策を推進するために、安定した財源基盤の確立や効率的かつ弾力的な財政運営を進め、各種事業の重要度・優先度・緊急度などを的確に判断しながら、行政水準の向上に努めます。

また、多様化・高度化する行政需要に対応するため、事務改善や職員の定員適正化などの柔軟な組織体制づくりや人材育成に努めます。また、効率的な行政運営と水準の高い行政サービスを提供するため、住民の視点に立った事務事業の評価・見直しや、民間活力の活用などの新たな事業手法を推進し、効率的な事業の運営に努めます。

(3) 計画の確実な進行

新市まちづくり計画で示された施策等の具体的な実施については、合併協議会での協議の内容を尊重するとともに、新市において策定する総合計画や各分野の関連計画において住民意向を取り入れながら十分な検討を行い、計画の実現に向

けて最大限の努力をしていきます。

なお、社会情勢や財政状況の変化などにより、計画内容の変更の必要性が生じた場合には、その都度計画の変更を行っていきます。

◇ 資 料

- 新市まちづくり計画策定の経過
- 伊那市・高遠町・長谷村合併協議会委員等名簿

新市まちづくり計画策定の経過

平成16年

- 9月 7日 (火) 第1回 伊那市・高遠町・長谷村合併協議会
・小委員会の設置、新市建設計画策定方針の協議確認
- 9月 7日 (火) 第1回 新市建設計画策定小委員会
・役員を選出、策定方法の協議ほか
- 9月12日 (日) 合併協議会委員によるタウンウォッチング
・伊那市・高遠町・長谷村各所の視察
- 9月14日 (火) 新しいまちづくり住民意識調査の実施
- 10月12日 (火) 第2回 新市建設計画策定小委員会
・序論、新市の概況、主要指標等の見通しの協議ほか
- 10月20日 (水) 第3回 新市建設計画策定小委員会
・新市のまちづくりの基本方針の協議ほか
- 11月 6日 (土) 第4回 新市建設計画策定小委員会
・新市のまちづくりの基本方針、新市の施策の協議ほか
- 11月 6日 (土) 新市建設計画策定小委員会による「まちづくりフォーラム」の開催
・新市のまちづくりについて3市町村の住民が6つの分科会で意見交換
- 11月18日 (木) 第5回 新市建設計画策定小委員会
・公共施設の適正配置と整備、新市まちづくり計画の推進の協議
・新市の将来像の集中協議
- 11月29日 (月) 第6回 合併協議会
・小委員会の協議経過・新市まちづくり計画(案)の中間報告
- 11月30日 (火) 第6回 新市建設計画策定小委員会
・財政計画の協議ほか
・計画の名称を「新市まちづくり計画」に決定
- 12月 7日 (火) 第7回 新市建設計画策定小委員会
・新市まちづくり計画(案)とりまとめ
- 12月11日 (土) 第7回 合併協議会
・新市建設計画策定小委員会から計画案の報告
・新市まちづくり計画(案)を提案
- 12月13日 (月) 長野県と新市まちづくり計画(案)の事前協議開始
- 12月22日 (水) 第8回 合併協議会
・新市まちづくり計画(案)を協議確認

平成17年

- 1月21日 (金) 長野県との新市まちづくり計画(案)の事前協議終了
- 1月26日 (水) 第10回 合併協議会
・長野県との事前協議等による新市まちづくり計画(案)の一部修正を協議確認
- 1月28日 (金) 長野県と新市まちづくり計画(案)の正式協議開始
- 2月10日 (木) 長野県との新市まちづくり計画(案)の正式協議終了
- 2月14日 (月) 第11回 合併協議会
・新市まちづくり計画の決定を報告

伊那市・高遠町・長谷村 合併協議会委員等名簿

■ 委 員（規約第7条）

区 分	氏 名	役 職 名	摘 要
市町村長 (1号委員)	小坂 檉 男	伊那市長	会長
	伊東 義 人	高遠町長	副会長
	宮下 市 蔵	長谷村長	副会長
議会議員 (2号委員)	三澤 岩 視	伊那市議会議長	新市建設計画策定小委員会委員長
	藤島 雄 二	伊那市議会副議長	地域内分権検討小委員会副委員長
	下島 省 吾	伊那市議会議員	議会議員の定数等検討小委員会委員長
	原 浩	高遠町議会議長	地域内分権検討小委員会委員長
	伊藤 一 好	高遠町議会副議長	議会議員の定数等検討小委員会副委員長
	野々田 高 芳	高遠町議会議員	新市建設計画策定小委員会委員
	佐藤 八 十 一	長谷村議会議長	地域内分権検討小委員会委員
	北原 幸 彦	長谷村議会副議長	新市建設計画策定小委員会副委員長
	保科 政 男	長谷村議会議員	議会議員の定数等検討小委員会委員
識見を有する者 (3号委員)	熊谷 雅 人	伊那市	地域内分権検討小委員会委員
	塚越 英 弘	伊那市	新市建設計画策定小委員会委員
	竹中 則 子	伊那市	議会議員の定数等検討小委員会委員
	北原 公 雄	高遠町	地域内分権検討小委員会委員
	伊藤のり子	高遠町	新市建設計画策定小委員会委員
	平沢 優 司	高遠町	議会議員の定数等検討小委員会委員
	羽生 庄 次	長谷村	地域内分権検討小委員会委員
	市ノ羽 茂 則	長谷村	議会議員の定数等検討小委員会委員
	中山 彰 博	長谷村	新市建設計画策定小委員会委員

■ オブザーバー（規約第10条第1項）

区 分	氏 名	役 職 名
オブザーバー	田山 重 晴	上伊那地方事務所長

■ 助役会（規約第12条第1項）

役 職 名	氏 名	摘 要
伊那市助役	酒井 茂	助役会長
高遠町助役	伊藤 俊 規	
長谷村助役	中山 晶 計	

■ 幹事会（規約第12条第1項）

役職名	氏名	摘要
伊那市総務部長	林 俊宏	幹事長
伊那市企画課長	唐木好美	
高遠町企画室長	井口和徳	
長谷村総務課長	池上 謙	

■ 事務局（規約第13条第2項）

担当	氏名	市町村名	摘要
事務局長	塚本哲朗	伊那市	
総務班	山崎大行	高遠町	総務班長
	柴田妙子	伊那市	
	田辺恵一	高遠町	
調整準備班	広瀬一男	伊那市	調整班長
	三井栄二	伊那市	準備班長
	小松やちよ	高遠町	
	田原節子	伊那市	
	小松 慎	長谷村	
計画班	北原浩一	長谷村	計画班長
	春日博実	伊那市	
	宮下宗親	伊那市	
	下島一志	高遠町	

■ 新市建設計画作成チーム

役職名	伊那市	高遠町	長谷村
企画担当課長	◎ 唐木好美	井口和徳	池上 謙
財政担当課長	牧田 弘	伊藤 健	池上 謙
企画ワーキンググループ	篠田貞行	○ 伊藤隆博	有賀賢治
財政ワーキンググループ	○ 原 秀夫	小松博康	篠崎和博
合併担当係長	吉田浩之	富山裕一	有賀賢治

新市建設計画作成チーム座長…◎ 企画・財政ワーキンググループリーダー…○